

東京都

環境影響評価制度

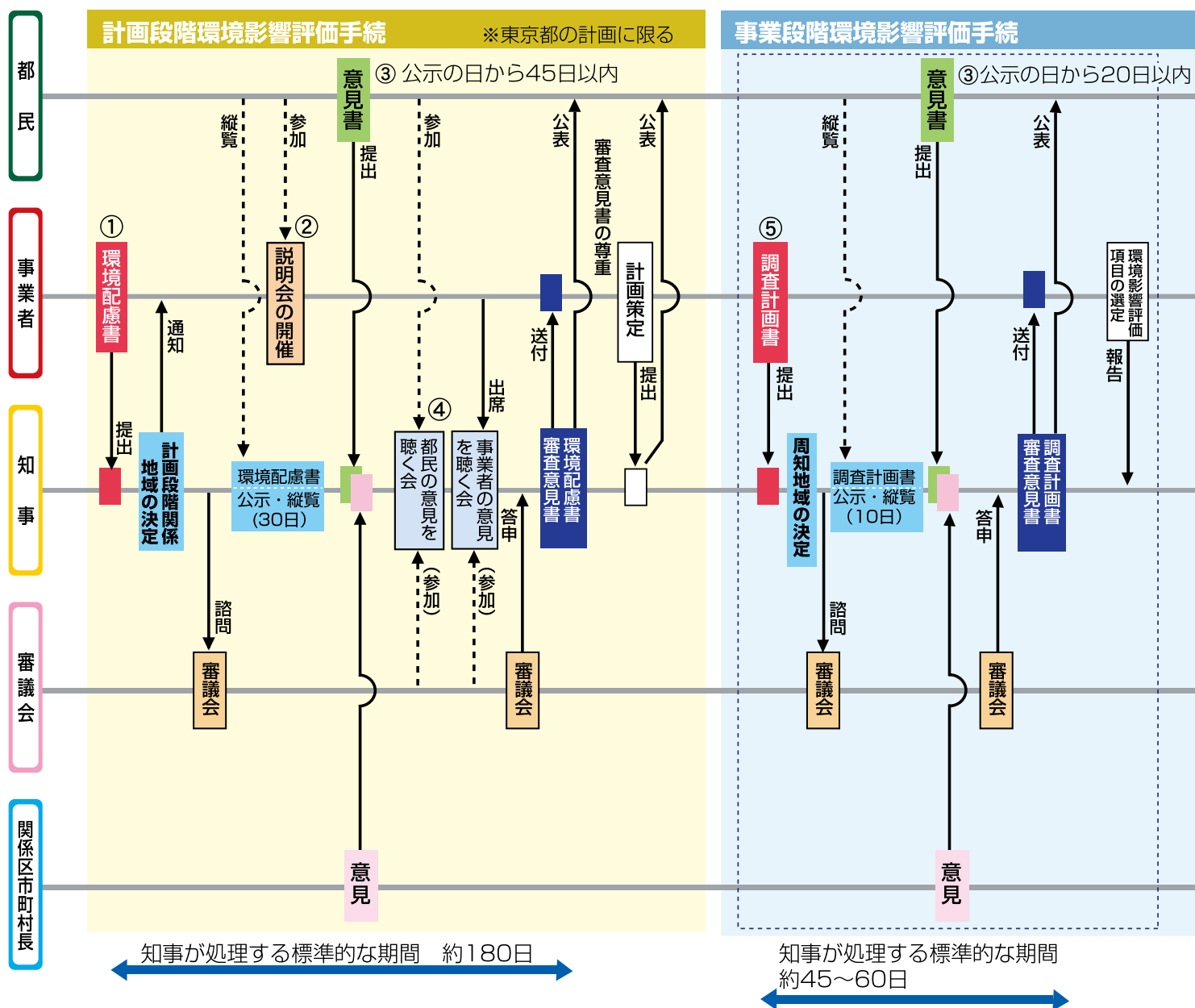
環境影響評価(環境アセスメント)制度とは、大規模な開発事業などを実施する際に、事業者が事前に、その事業が環境に与える影響を科学的知見に基づいて調査・予測・評価し、その内容について、都民や関係自治体などの意見を聴くとともに、専門的立場からの審議及び客観的、科学的かつ公正な立場からの審査を受けることにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続をいいます。

公害の発生や自然環境の喪失が起こると、健康で快適な生活を損なうばかりでなく、回復が困難な場合もあります。良好な環境を保全していくためには、環境影響評価制度などの未然防止対策が重要です。

東京都では、事業の実施段階における環境影響評価制度として、昭和56年10月から、一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持などについて適正な配慮がなされるように、「東京都環境影響評価条例」に基づいた環境影響評価手続を実施しています。



東京都環境影響評価条例に定める基本手続



①環境配慮書

事業者は、対象計画を策定しようとするときは、採用可能な複数の計画案等を記載した「環境配慮書」を作成します。「環境配慮書」は公示され、公示の日から30日間縦覧されます。

②説明会

事業者は「環境配慮書」「評価書案」についての内容を都民の皆さんにお知らせするため、縦覧期間内に説明会を開催します。

③都民の意見書の提出

都民の皆さんは、「環境配慮書」「調査計画書」「評価書案」について、環境保全の見地からの意見を一定の期日内に提出することができます。

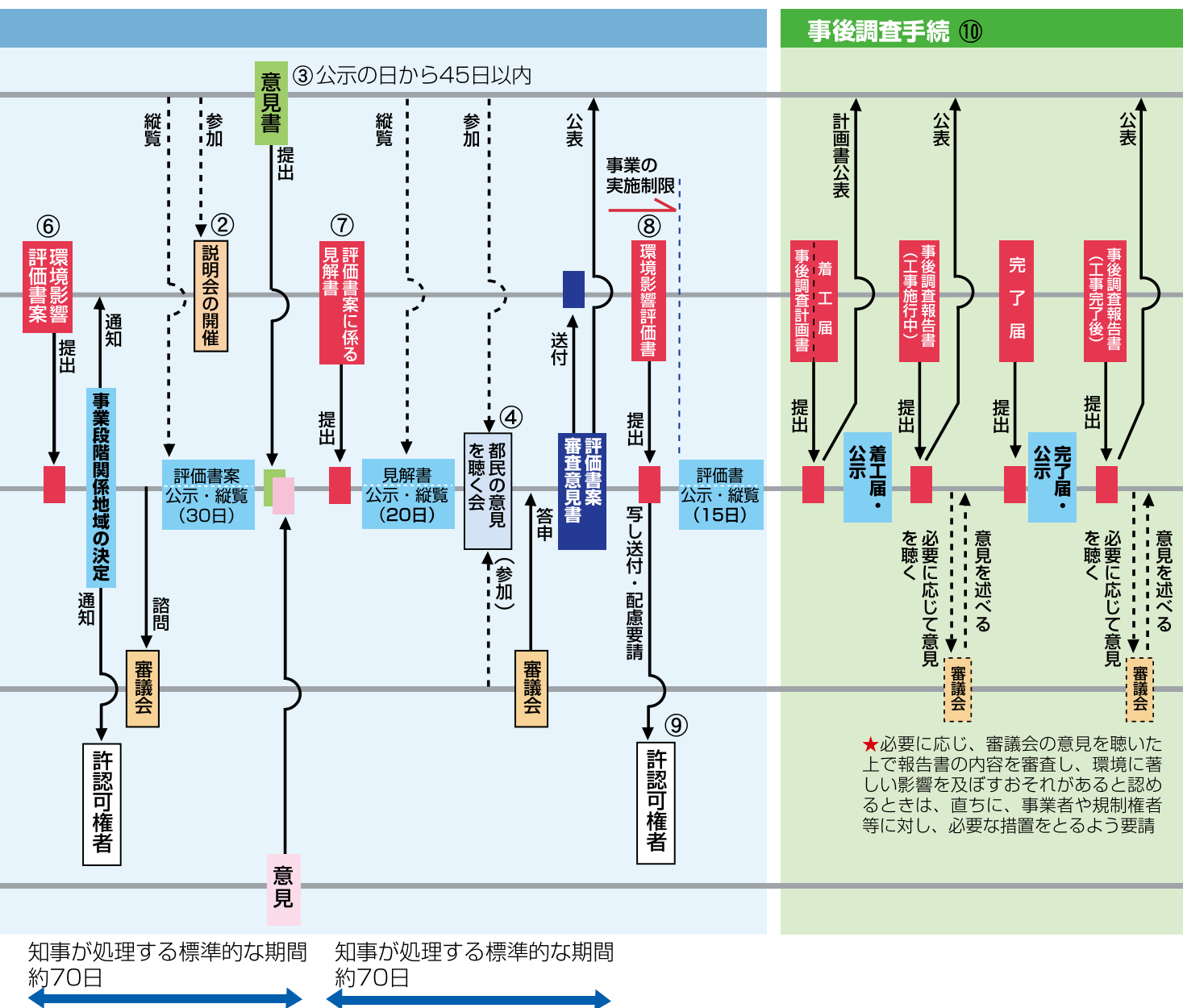
※特例環境配慮書の手続は、通常のものと異なります。

④都民の意見を聴く会の開催

知事は、「環境配慮書」「評価書案及び評価書案に係る見解書」について都民の皆さんの意見を聴くため「都民の意見を聴く会」を開催します。環境影響評価審議会委員が参加し、皆さんの意見を聴くことがあります。

⑤調査計画書

事業者は、対象事業を実施しようとするときは、事業実施による環境影響の調査・予測や評価手法を記載した調査計画書を作成します。調査計画書は公示され、公示の日から10日間縦覧されます。計画段階手続を実施した事業で、一定の手続を経たものについては、調査計画書の手続を省略することができます。



⑥環境影響評価書案

「調査計画書」に基づき事業者は「環境影響評価書案」を作成します。「環境影響評価書案」は公示され、公示の日から30日間縦覧されます。知事が指定する特定の地域内で規則で定める事業を実施する場合は、事業段階手続は評価書案からスタートできます。

⑦見解書

評価書案についての都民の皆さんの意見などに対して事業者は「見解書」を作成します。「見解書」は公示され、公示の日から20日間縦覧されます。

⑧環境影響評価書

「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間縦覧されます。

⑨許認可権者への配慮要請

知事は、許認可権者に対し、事業の実施についての許認可を行うに際して「環境影響評価書」の内容について十分配慮するよう要請します。

⑩事後調査手続

事業者は、工事に着手するときは届出を行うとともに、事後調査を実施するための計画書（「事後調査計画書」）を提出します。また、工事着手後は事後調査報告書（工事施行中）を、工事が完了したときは、工事完了の届出と事後調査報告書（工事完了後）を提出します。



対象事業及び個別計画の種類と要件(令和3年1月1日施行)

種 類	対象事業の要件 (内容・規模)の概要	個別計画の要件 (内容・規模)の概要
1. 道路の新設又は改築	高速自動車国道・自動車専用道路: [新設] 全て [改築] ①車線数の増加 ②新たに道路を設けるもの ③道路の地下移設、高架移設その他の移設 ④高架の道路又は橋りよの施設更新 (橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。) その他道路(4車線以上): [新設] 長さ1km以上(*1) [改築(車線数の増加等)] 長さ1km以上(*1、2) *1 新設又は改築する区間の長さが1km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは対象とする。 *2 その他の道路の改築は、改築の結果4車線以上になるものを含む。	その他の道路(4車線以上): [新設] 長さ2km以上 [改築(車線数の増加等)] 長さ2km以上(*2) *2 その他の道路の改築は、改築の結果4車線以上になるものを含む。
2. ダム、湖沼水位調節施設、放水路、堰の新築又は改築	ダム: [新築] 高さ15m以上かつ湛水面積75ha以上 堰: [新築] 湛水面積75ha以上 [改築] 増加する湛水面積37.5ha以上かつ改築後の湛水面積75ha以上 湖沼水位調節施設: [新築] 設置される土地の面積及び水底の最大水平投影面積75ha以上 放水路: [新築] 河川区域の幅30m以上かつ長さ1km以上のもの又は75ha以上の土地の形状を変更するもの	放水路: [新築] 河川区域の幅30m以上かつ長さ2km以上のもの
3. 鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良	鉄道、軌道又はモノレール: [建設] 全て [改良] ①本線路の増設 ②本線路の地下移設、高架移設その他の移設 ③高架の本線路又は橋りよの施設更新 (橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。) *改良する区間の長さが1km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは対象とする。	鉄道、軌道又はモノレール: [建設] 新幹線鉄道を除く全て [改良(本線路の増設等)] 長さ2km以上 (新幹線に係る改良を除く。)
4. 飛行場の設置又は変更	陸上空港等・陸上ヘリポート: [新設] 全て [施設更新] 全て(既存の施設の全部を除却する場合に限る。) 滑走路: [新設・位置の変更] 全て [延長] 等級の変更を伴うもの等	陸上空港等・陸上ヘリポート: [新設] 全て [施設更新] 全て(既存の施設の全部を除却する場合に限る。) 滑走路: [新設・位置の変更] 全て
5. 発電所又は送電線路の設置又は変更	発電所: [新設] 火 力 出力11.25万kW以上 水 力 出力2.25万kW以上 地 熱 出力7500kW以上 原子力 全て [増設(施設更新に該当するものを除く。)] 火 力 増加する出力5.625万kW以上かつ増設後の出力11.25万kW以上 水 力 増加する出力1.125万kW以上かつ増設後の出力2.25万kW以上 地 熱 増加する出力3750kW以上かつ増設後の出力7500kW以上 原子力 全て [施設更新] 火 力 ① 新たな施設の出力11.25万kW以上(②に該当するものを除く。) ② 増加する出力5.625万kW以上かつ施設更新後の出力11.25万kW以上 水 力 ① 新たな施設の出力2.25万kW以上(②に該当するものを除く。) ② 増加する出力1.125万kW以上かつ施設更新後の出力2.25万kW以上 地 熱 ① 新たな施設の出力7500kW以上(②に該当するものを除く。) ② 増加する出力3750kW以上かつ施設更新後の出力7500kW以上 送電線路: [新設、延長、昇圧、移設(*1)、施設更新(*2)] 電圧17万V以上かつ長さ1km以上 *1 鉄塔の移設を伴う場合に限る。 *2 鉄塔の除却を伴う場合に限る。	
6. ガス製造所の設置又は変更	[設置] 製造能力150万Nm³/日以上 [増設] 増加する製造能力75万Nm³/日以上かつ増設後の製造能力150万Nm³/日以上	
7. 石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更	石油パイプライン: [設置] 導管の長さ15km超(地下埋設部分を除く。) [延長] 導管の延長7.5km以上かつ延長後15km以上 石油貯蔵所: [新設] 貯蔵能力3万kl以上 [増設(施設更新に該当するものを除く。)] 増加する貯蔵能力1.5万kl以上かつ増設後の貯蔵能力3万kl以上 [施設更新] ① 新たな施設の貯蔵能力3万kl以上(②に該当するものを除く。) ② 増加する貯蔵能力1.5万kl以上かつ施設更新後の貯蔵能力3万kl以上	

条例の対象となる事業（事業段階環境影響評価）及び個別計画（計画段階環境影響評価）の種類と要件の概要は、下表に示すとおりです。

種 類	対象事業の要件 (内容・規模)の概要	個別計画の要件 (内容・規模)の概要
8. 工場の設置又は変更	製造業に係る工場又は事業場*: 〔新設〕 ① 敷地面積9000m²以上 ② 建築面積3000m²以上 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] ① 増加する敷地面積4500m²以上かつ増設後の敷地面積9000m²以上 ② 増加する建築面積1500m²以上かつ増設後の建築面積3000m²以上 〔施設更新〕 ① 既存の施設の全部を除却する場合で新たな工場の敷地面積9000m²以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積4500m²以上かつ施設更新後の敷地面積9000m²以上 ③ 新たな施設の建築面積3000m²以上(④に該当するものを除く。) ④ 増加する建築面積1500m²以上かつ施設更新後の建築面積3000m²以上 * 大気汚染防止法のばい煙発生施設、一般・特定粉じん発生施設、水質汚染防止法・騒音規制法・振動規制法の特定施設を有するもの	製造業に係る工場又は事業場*: 〔新設〕 ① 敷地面積18000m²以上 ② 建築面積6000m²以上 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] ① 増加する敷地面積9000m²以上かつ増設後の敷地面積18000m²以上 ② 増加する建築面積3000m²以上かつ増設後の建築面積6000m²以上 〔施設更新〕 ① 既存の施設の全部を除却する場合で新たな工場の敷地面積18000m²以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積9000m²以上かつ施設更新後の敷地面積18000m²以上 ③ 新たな施設の建築面積6000m²以上(④に該当するものを除く。) ④ 増加する建築面積3000m²以上かつ施設更新後の建築面積6000m²以上 * (同左)
9. 終末処理場の設置又は変更	〔新設〕 ① 敷地面積5ha以上 ② 汚泥処理能力(固形物量)100t/日以上 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] ① 増加する敷地面積2.5ha以上かつ増設後の敷地面積5ha以上 ② 増加する汚泥処理能力50t/日以上かつ増設後の処理能力100t/日以上 〔施設更新〕 ① 既存の施設の全部を除却する場合で新たな終末処理場の敷地面積5ha以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積2.5ha以上かつ施設更新後の敷地面積5ha以上 ③ 新たな施設の施工区域面積5ha以上 ④ 新たな施設の汚泥処理能力100t/日以上(⑤に該当するものを除く。) ⑤ 増加する汚泥処理能力50t/日以上かつ施設更新後の汚泥処理能力100t/日以上	〔新設〕 ① 敷地面積10ha以上 ② 汚泥処理能力(固形物量)200t/日以上 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] ① 増加する敷地面積5ha以上かつ増設後の敷地面積10ha以上 ② 増加する汚泥処理能力100t/日以上かつ増設後の処理能力200t/日以上 〔施設更新〕 ① 既存の施設の全部を除却する場合で新たな終末処理場の敷地面積10ha以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積5ha以上かつ施設更新後の敷地面積10ha以上 ③ 新たな施設の施工区域面積10ha以上 ④ 新たな施設の汚泥処理能力200t/日以上(⑤に該当するものを除く。) ⑤ 増加する汚泥処理能力100t/日以上かつ施設更新後の汚泥処理能力200t/日以上
10. 廃棄物処理施設の設置又は変更	ごみ処理施設: 〔新設〕 施設の種類ごとの処理能力200t/日以上 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] 増加する施設の種類ごとの処理能力100t/日以上かつ増設後の処理能力200t/日以上 〔施設更新〕 ① 新たな施設の種類ごとの処理能力200t/日以上(②に該当するものを除く。) ② 増加する施設の種類ごとの処理能力100t/日以上かつ施設更新後の処理能力200t/日以上 し尿処理施設: 〔新設〕 処理能力100kl/日以上 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] 増加する処理能力50kl/日以上かつ増設後の処理能力100kl/日以上 〔施設更新〕 ① 新たな施設の処理能力100kl/日以上(②に該当するものを除く。) ② 増加する処理能力50kl/日以上かつ施設更新後の処理能力100kl/日以上 陸上最終処分場: 〔設置〕 埋立面積1ha以上又は埋立容量5万m³以上(特定有害産業廃棄物については埋立面積1000m²以上) 〔増設〕 増加する埋立面積5000m²以上かつ増設後の面積1ha以上又は増加する埋立容量2.5万m³以上かつ増設後の容量5万m³以上(特定有害産業廃棄物については増加する埋立面積500m²以上かつ増設後の面積1000m²以上) 産業廃棄物の中間処理施設: 〔新設〕 ① 敷地面積9000m²以上 ② 建築面積3000m²以上 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] ① 増加する敷地面積4500m²以上かつ増設後の敷地面積9000m²以上 ② 増加する建築面積1500m²以上かつ増設後の建築面積3000m²以上 〔施設更新〕 ① 既存の施設の全部を除却する場合で新たな中間処理施設の用に供する敷地面積9000m²以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積4500m²以上かつ施設更新後の敷地面積9000m²以上 ③ 新たな施設の建築面積3000m²以上(④に該当するものを除く。) ④ 増加する建築面積1500m²以上かつ施設更新後の建築面積3000m²以上	
11. 埋立て又は干拓	埋立て又は干拓面積15ha以上	埋立て又は干拓面積30ha以上
12. ふ頭の設置	係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上	係船岸の水深15m以上かつ長さ480m以上
13. 住宅団地の設置	住宅戸数1500戸以上	住宅戸数3000戸以上
14. 高層建築物の設置	〔新設〕 高さ100m超(階段室、昇降機塔等を含む。)かつ延べ面積10万m²超(駐車場面積を含む。)* 〔施設更新〕 新たな建築物の高さ100m超(同上)かつ延べ面積10万m²超(同上)* * 特定の地域については高さ180m超かつ延べ面積15万m²超	



種 類	対象事業の要件 (内容・規模)の概要	個別計画の要件 (内容・規模)の概要
15. 自動車駐車場の設置又は変更	路面外に設置する駐車場(臨時に設置するものを除く。): 〔新設〕 同時駐車能力1000台以上(住宅の居住者用を除く。) 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] 増加する駐車能力500台以上かつ増設後の駐車能力1000台以上(同上) 〔施設更新〕 ① 新たな駐車場の駐車能力1000台以上(同上) (②に該当するものを除く。) ② 増加する駐車能力500台以上かつ施設更新後の駐車能力1000台以上(同上)	路面外に設置する駐車場(臨時に設置するものを除く。): 〔新設〕 同時駐車能力2000台以上(住宅の居住者用を除く。) 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] 増加する駐車能力1000台以上かつ増設後の駐車能力2000台以上(同上) 〔施設更新〕 ① 新たな駐車場の駐車能力2000台以上(同上) (②に該当するものを除く。) ② 増加する駐車能力1000台以上かつ施設更新後の駐車能力2000台以上(同上)
16. 卸売市場の設置又は変更	〔新設〕 敷地面積10ha以上 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] 増加する敷地面積5ha以上かつ増設後の敷地面積10ha以上 〔施設更新〕 ① 既存の施設の全部を除却する場合、新たな卸売市場の敷地面積10ha以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合、増加する敷地面積5ha以上かつ施設更新後の敷地面積10ha以上 ③ 新たな施設の施工区域面積10ha以上	〔新設〕 敷地面積20ha以上 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] 増加する敷地面積10ha以上かつ増設後の敷地面積20ha以上 〔施設更新〕 ① 既存の施設の全部を除却する場合、新たな卸売市場の敷地面積20ha以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合、増加する敷地面積10ha以上かつ施設更新後の敷地面積20ha以上 ③ 新たな施設の施工区域面積20ha以上
17. 流通業務団地造成事業	全て	全て
18. 土地区画整理事業	事業区域面積40ha以上(樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上)	事業区域面積80ha以上 (樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上)
19. 新住宅市街地開発事業	施行区域面積40ha以上	
20. 工業団地造成事業	全て	全て
21. 市街地再開発事業	施行区域面積20ha以上	施行区域面積40ha以上
22. 新都市基盤整備事業	全て	全て
23. 住宅街区整備事業	施行区域面積20ha以上	施行区域面積40ha以上
24. 第二種特定工作物の設置又は変更	〔新設〕 事業区域面積40ha以上 (樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上) 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] 増加する事業区域面積20ha以上かつ増設後の面積40ha以上(樹林地等を7.5ha以上含む場合は増加する面積10ha以上) 〔施設更新〕 ① 新たな第二種特定工作物の事業区域面積40ha以上(樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上)(②に該当するものを除く。) ② 増加する事業区域面積20ha以上かつ施設更新後の面積40ha以上(樹林地等を7.5ha以上含む場合は増加する面積10ha以上)	〔新設〕 事業区域面積80ha以上 (樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上) 〔増設(施設更新に該当するものを除く。)] 増加する事業区域面積40ha以上かつ増設後の面積80ha以上(樹林地等を15ha以上含む場合は増加する面積20ha以上) 〔施設更新〕 ① 新たな第二種特定工作物の事業区域面積80ha以上(樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上)(②に該当するものを除く。) ② 増加する事業区域面積40ha以上かつ施設更新後の面積80ha以上(樹林地等を15ha以上含む場合は増加する面積20ha以上)
25. 建築物用の土地の造成	事業区域面積40ha以上(樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上)	事業区域面積80ha以上 (樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上)
26. 土石の採取又は鉱物の掘採	施行区域面積10ha以上	

2018(平成30)年の条例改正で、新たに「施設更新」を定義し、規模要件等を明確化しました。環境影響評価条例及び環境影響評価条例施行規則で定める施設更新の定義は次のとおりです。

- 条例別表備考(抄) 既存の施設(建築物、工作物その他の施設をいう。)の全部又は一部の除却と併せて、当該施設と同一の敷地において、当該施設と同一の用に供する新たな施設を設ける行為
- 規則別表第一 備考(抄)
- 1 施設更新からは、補修工事等施設の保全のために行う行為その他の知事が別に定める行為を除く。
 - 2 施設更新には、新たな施設の敷地の一部のみが既存の施設の敷地の範囲にあることとなる行為を含む。
 - 3 同一の用に供する新たな施設とは、施設更新がなされる前と同一の対象事業に係る施設の用に供する新たな施設をいう。

広域複合開発計画の要件

条例の対象となる広域複合開発計画(計画段階環境影響評価)の要件は、次に示すとおりです。

1. 地域面積 30ha以上
2. 複数の対象事業(規模は問わない。)の実施を予定していること。
3. 対象地域、規模、計画人口、用途別土地利用計画を定める計画であること。



良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域 (特定の地域)



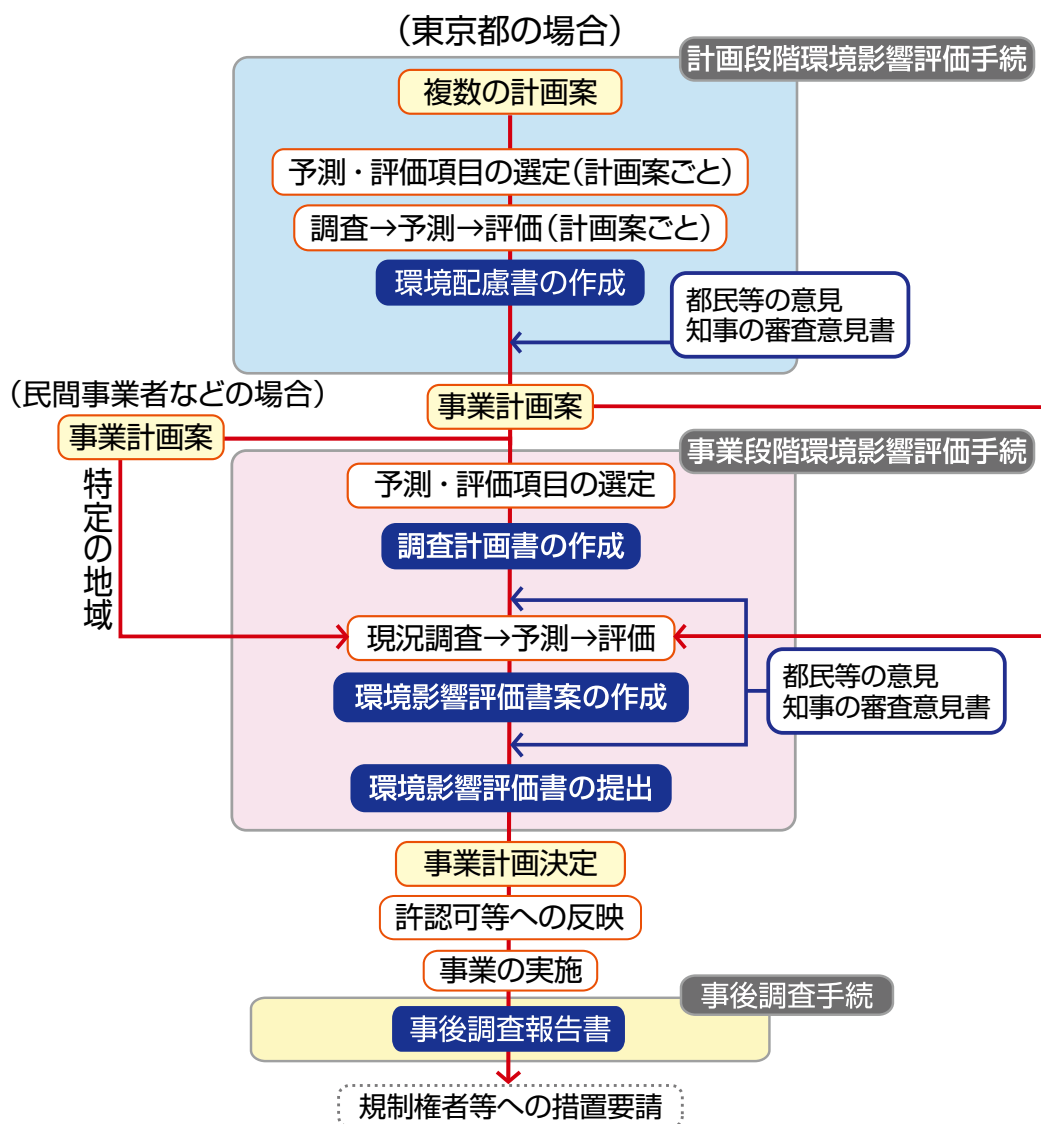
規則第51条第2号により指定する地域

区市町村	地 域
千代田区	内神田一丁目、内神田二丁目、内神田三丁目、内幸町一丁目、内幸町二丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、霞が関一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目、神田相生町、神田淡路町一丁目、神田淡路町二丁目、神田岩本町、神田小川町一丁目、神田小川町二丁目、神田小川町三丁目、神田鍛冶町三丁目、神田北乗物町、神田紺屋町、神田佐久間町一丁目、神田須田町一丁目、神田須田町二丁目、神田駿河台一丁目、神田駿河台二丁目、神田駿河台三丁目、神田駿河台四丁目、神田多町二丁目、神田司町二丁目、神田富山町、神田錦町一丁目、神田錦町二丁目、神田錦町三丁目、神田西福田町、神田練馬町、神田花岡町、神田東紺屋町、神田東松町、神田松永町、神田美倉町、神田美土代町、外神田一丁目、外神田三丁目、外神田四丁目、外神田五丁目、外神田六丁目、永田町一丁目、永田町二丁目、日比谷公園、丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、有楽町一丁目及び有楽町二丁目
中央区	明石町、入船一丁目、入船二丁目、入船三丁目、勝どき一丁目、勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目、新富一丁目、新富二丁目、築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、築地四丁目、築地五丁目、築地六丁目、築地七丁目、月島一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月島四丁目、佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、豊海町、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、日本橋兜町、日本橋茅場町一丁目、日本橋茅場町二丁目、日本橋茅場町三丁目、日本橋小網町、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋本町四丁目、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋室町四丁目、八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目、八丁堀四丁目、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目、湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目、八重洲一丁目及び八重洲二丁目
港区	赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、赤坂六丁目、赤坂七丁目、赤坂八丁目、赤坂九丁目、麻布十番一丁目、麻布台一丁目、麻布台二丁目、麻布台三丁目、麻布永坂町、麻布狸穴町、愛宕一丁目、愛宕二丁目、海岸一丁目、港南一丁目、港南二丁目、芝四丁目、芝五丁目、芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、芝浦四丁目、芝公園一丁目、芝公園二丁目、芝公園三丁目、芝公園四丁目、芝大門一丁目、芝大門二丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、新橋六丁目、台場一丁目、台場二丁目、高輪一丁目、高輪二丁目、高輪三丁目、高輪四丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目、西新橋三丁目、浜松町一丁目、浜松町二丁目、東麻布一丁目、東麻布二丁目、東麻布三丁目、東新橋一丁目、東新橋二丁目、三田一丁目、三田二丁目、南青山一丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目及び六本木七丁目
新宿区	歌舞伎町一丁目、歌舞伎町二丁目、北新宿一丁目、北新宿二丁目、新宿三丁目、新宿四丁目、新宿五丁目、新宿六丁目、内藤町、西新宿一丁目、西新宿二丁目、西新宿三丁目、西新宿五丁目、西新宿六丁目、西新宿七丁目及び西新宿八丁目
文京区	湯島三丁目
台東区	秋葉原、浅草一丁目、浅草二丁目、上野一丁目、上野二丁目、上野三丁目、上野四丁目、上野五丁目、上野六丁目、上野七丁目、雷門一丁目、雷門二丁目、北上野一丁目、北上野二丁目、蔵前二丁目、蔵前三丁目、蔵前四丁目、小島二丁目、寿一丁目、寿二丁目、寿三丁目、寿四丁目、駒形一丁目、駒形二丁目、台東四丁目、西浅草一丁目、西浅草二丁目、西浅草三丁目、花川戸一丁目、花川戸二丁目、東上野一丁目、東上野二丁目、東上野三丁目、東上野四丁目、東上野五丁目、東上野六丁目、松が谷一丁目、松が谷二丁目、松が谷三丁目、三筋二丁目、元浅草一丁目、元浅草二丁目、元浅草三丁目及び元浅草四丁目
墨田区	錦糸一丁目、錦糸二丁目、錦糸三丁目、錦糸四丁目、江東橋一丁目、江東橋二丁目、江東橋三丁目、江東橋四丁目、太平一丁目、太平二丁目、太平三丁目及び太平四丁目
江東区	青海一丁目、青海二丁目、有明一丁目、有明二丁目、有明三丁目、亀戸一丁目、亀戸二丁目、亀戸四丁目、亀戸五丁目、亀戸六丁目、亀戸七丁目、亀戸八丁目、東雲一丁目、東雲二丁目、豊洲一丁目、豊洲二丁目、豊洲三丁目、豊洲四丁目、豊洲五丁目、豊洲六丁目及び有明一丁目地先公有水面
品川区	大崎一丁目、大崎二丁目、大崎三丁目、大崎四丁目、大崎五丁目、北品川一丁目、北品川四丁目、北品川五丁目、北品川六丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目、西五反田六丁目、西五反田七丁目、西五反田八丁目、東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五反田三丁目、東五反田四丁目、東五反田五丁目及び東八潮
大田区	羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目
渋谷区	鶯谷町、宇田川町、神山町、桜丘町、猿楽町、渋谷一丁目、渋谷二丁目、渋谷三丁目、渋谷四丁目、松濤一丁目、神泉町、神宮前五丁目、神宮前六丁目、神南一丁目、千駄ヶ谷五丁目、千駄ヶ谷六丁目、代官山町、道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、南平台町、東一丁目、本町一丁目、円山町、代々木一丁目、代々木二丁目及び代々木三丁目
豊島区	池袋一丁目、池袋二丁目、上池袋一丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋五丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、東池袋五丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目及び南池袋三丁目

指定されている地域は、上記の町丁目の全域ではありません。地図により告示されていますので、詳細は環境局ホームページでご確認ください。



事業プロセスと環境影響評価制度（基本）

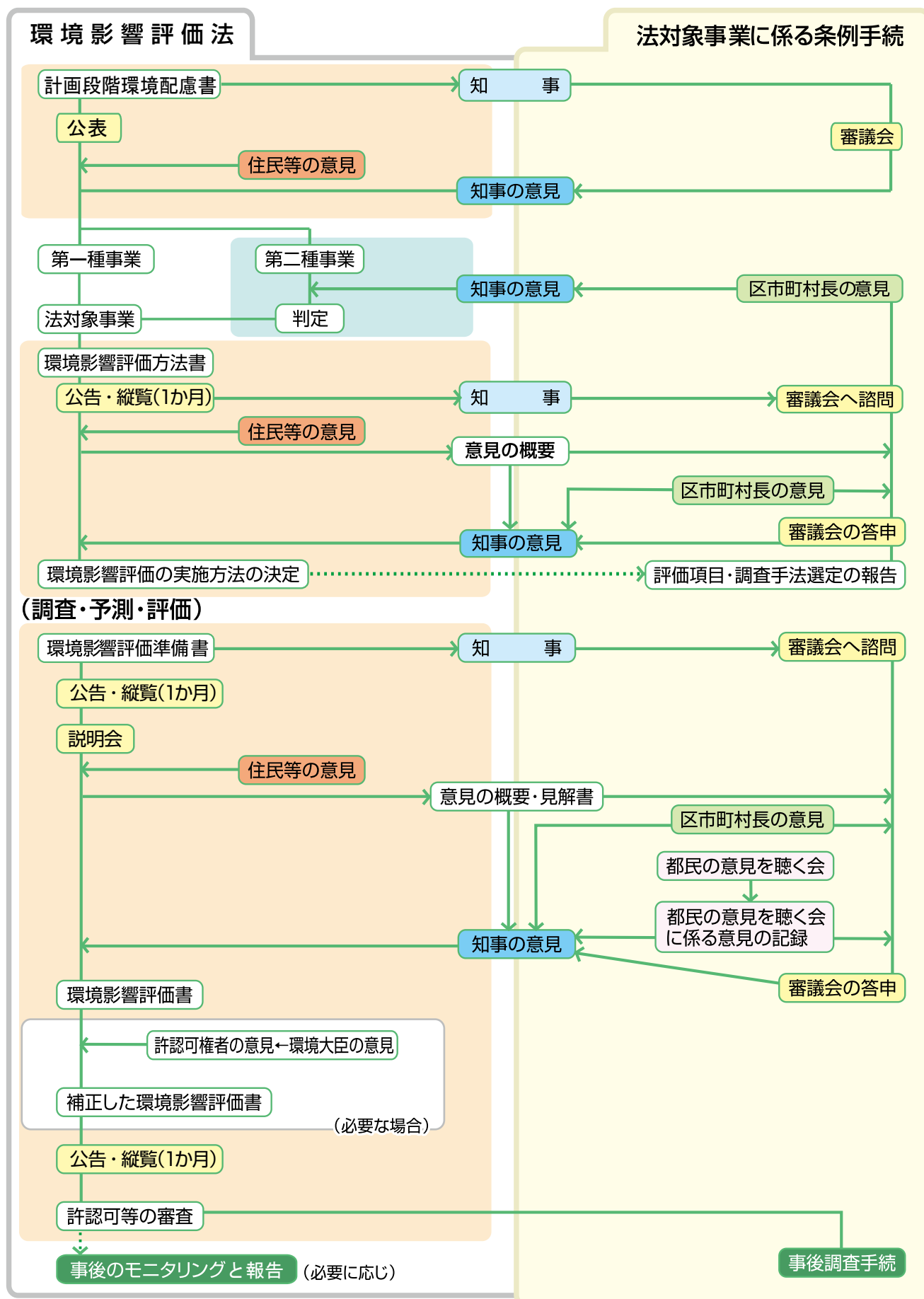


環境影響評価の項目





参考 法対象事業に係る手続





東京都環境影響評価条例

昭和55年10月20日(条例第96号)
平成30年12月27日最終改正(条例第119号)

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境影響評価及び事後調査の手續に關し必要な事項を定めることにより、計画の策定及び事業の実施に際し、公害の防止、自然環境及び歴史的環境の保全、景観の保持等(以下「環境の保全」という。))について適正な配慮がなされることを期し、もつて都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 環境影響評価 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価(以下「調査等」という。)を行うとともに、これらを行う過程において、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を予測し、及び評価することという。
- ② 計画段階環境影響評価 個別計画又は広域複合開発計画(以下「対象計画」という。)の策定に際し、環境影響評価を行うことをいう。
- ③ 事業段階環境影響評価 対象事業の実施に際し、環境影響評価を行うことをいう。
- ④ 事後調査 対象事業に係る工事の施行中及び完了後に当該対象事業が環境に及ぼす影響について調査することという。
- ⑤ 対象事業 別表に掲げる事業でその実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとしてその内容及び規模が東京都規則(以下「規則」という。))で定める要件に該当するものをいう。
- ⑥ 個別計画 単数の別表に掲げる事業であつて、その内容及び規模が規則で定める要件に該当するものに係る計画のうち、当該事業の実施場所、規模その他規則で定める基本的な事項を定める計画(広域複合開発計画を構成する事業に係る計画を含む。)をいう。
- ⑦ 広域複合開発計画 規則で定める面積以上の地域において、複数の別表に掲げる事業について実施(異なる時期の実施を含む。)を予定し、その実施が複合的かつ累積的に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発計画であつて、対象地域、規模その他規則で定める基本的な事項を定める計画をいう。
- ⑧ 事業計画 対象計画を策定しようとする者又は対象事業を実施しようとする者若しくは対象事業を実施する者が定まつていない場合にあつては知事が対象事業を実施しようとする者であると認める者をいう。
- ⑨ 計画段階関係地域 事業者が対象計画を策定しようとする地域及びその周辺地域で当該対象計画に基づく事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域として、第13条及び第30条第1項の規定により知事が定める地域をいう。
- ⑩ 事業段階関係地域 事業者が対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域として、第49条第1項の規定により知事が定める地域をいう。
- ⑪ 計画段階関係区市町村長 計画段階関係地域を管轄する特別区の区長及び市町村長をいう。
- ⑫ 事業段階関係区市町村長 事業段階関係地域を管轄する特別区の区長及び市町村長をいう。
- ⑬ 許認可等 法令又は条例に基づく許可、認可、特許、免許、指示、命令、承認、確認、届出の受理その他これらに類する行為又は都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定による都市計画の決定(変更を含む。以下同じ。)をいう。
- ⑭ 許認可権者 許認可等の権限を有する者をいう。

(知事の基本的責務)

第3条 知事は、良好な環境を保全し、もつて都民の健康で快適な生活を確保するため、この条例に定める手續が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(調査等の方法の研究等)

第4条 知事は、この条例に定める手續の適正かつ円滑な運用を図るため、調査等の方法の研究及び開発、環境影響評価に係る情報の収集及び整理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(資料の公開)

第5条 知事は、都民(東京都の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体を含む。以下同じ。)、事業者並びに特別区の区長及び市町村長に、この条例に定める手續の実施に關し必要な資料を公開し、又は提供するよう努めなければならない。

(区市町村長との連携)

第6条 知事は、この条例の施行に当たつては、特別区の区長及び市町村長と緊密な連携を保ち、その理解と協力を求めるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、対象計画の策定及び対象事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮をするため、その責任と負担において、この条例に定める手續を誠実に履行しなければならない。

(都民の責務)

第8条 都民は、この条例に定める手續の実施に積極的に参加し、環境影響評価の制度の適正な運営に協力しなければならない。

(環境影響評価の項目)

第9条 環境影響評価の項目は、公害の防止、生活環境、自然環境、歴史的環境、人と自然との豊かな触れ合い、環境への負荷等について、規則で定めるもののうちから選択するものとする。

(技術指針の作成)

第10条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象計画の策定及び対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために必要な調査等についての項目、方法、範囲その他の事項について、技術上の指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。

2 技術指針については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定が行われなければならない。

3 知事は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、東京都環境影響評価審議会(以下「審議会」という。))の意見を聴かなければならない。

4 知事は、技術指針を定め、又は改定したときは、その内容を公示しなければならない。

第2章 計画段階環境影響評価の手續

第1節 環境配慮書の作成等

(環境配慮書の作成)

第11条 事業者は、対象計画を策定しようとするときは、技術指針に基づき、社会的要素及び経済的要素を踏まえ、採用可能なものとして、実施場所又は対象地域、規模その他規則で定める要件が異なる複数の対象計画の案(以下「複数の対象計画案」という。))を策定し、当該複数の対象計画案が環境に及ぼす影響について調査等を行うとともに、規則で定めるところにより次に掲げる事項を記載した環境配慮書及びその概要(以下「環境配慮書等」という。))を作成し、知事に提出しなければならない。

- ① 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 対象計画の案の名称、目的及び内容
- ③ 対象計画の案に基づく事業の必要性及び複数の対象計画案の策定に至つた経過
- ④ 複数の対象計画案ごとの環境影響評価の項目
- ⑤ 複数の対象計画案の策定に当たり環境上配慮する目標及び方針
- ⑥ 複数の対象計画案の策定に当たつての考え方及び内容の比較
- ⑦ 複数の対象計画案ごとの環境に及ぼす影響の予測及び評価
- ⑧ 複数の対象計画案ごとの事業の実施を予定する地域及びその周辺地域で当該事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域並びにその地域の概況
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定により環境配慮書等を作成するに当たり、第40条第1項第4号に規定する対象事業に係る調査等の手法に相当する事項を記載できるときは、当該対象事業に係る調査等の手法について、環境配慮書等に記載し、提出することができる。

3 知事は、一又は二以上の事業者が相互に関連する二以上の対象計画を策定しようとするときは、これらの事業者に対し、これらの対象計画について、併せて環境配慮書等を作成し、提出するよう求めるものとする。

4 二以上の事業者が一の対象計画又は相互に関連する二以上の対象計画を策定しようとする場合において、これらの事業者のうちから代表する者を定めるときは、その代表する者が、当該一の対象計画について環境配慮書等を作成し、又は当該二以上の対象計画について併せて環境配慮書等を作成し、提出しなければならない。

(複数の対象計画案を策定できない場合の書面の提出等)

第12条 事業者(前条第4項又は第40条第3項(第48条第2項において準用する場合を含む。))の規定により、代表する者が定められたときは、当該代表する者。第1号、第21条第1項、第23条、第32条第1項第1号、第35条において準用する第23条、第37条第3項、第40条第1項第1号、第48条第1項第1号、第55条第1項第1号、第58条第2項第1号、第61条、第62条第3項及び第66条第1項第1号を除き、この章から第4章までにおいて同じ。))は、前条の規定にかかわらず、複数の対象計画案を策定できないときは、環境配慮書等の提出に代えて、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- ① 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 対象計画の案の名称、目的及び内容の概要
- ③ 対象計画の案の策定に当たり環境上配慮する事項
- ④ 対象計画の案に基づく事業の実施を予定する地域及びその周辺地域で当該事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域並びにその地域の概況
- ⑤ 複数の対象計画案を策定できない理由

2 知事は、前項の規定による書面の提出があつたときは、当該書面の写しを審議会に送付するとともに、当該書面に記載された対象計画の案の内容について更に環境上配慮すべき事項、複数の対象計画案を策定できない理由の妥当性その他の事項に關し審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、前項の規定により審議会の意見を聴いたときは、これを勘案して、環境の保全の見地から、環境上配慮すべき事項等について意見書を作成しなければならない。

4 知事は、前項の意見書を作成したときは、当該意見書を事業者に送付するとともに、その内容を公表するものとする。

5 事業者は、前項の規定による意見書の送付を受けたときは、速やかに当該意見書を勘案して検討を加え、対象計画について複数の対象計画案を策定するときは第1号に規定する措置を、複数の対象計画案を策定しないときは個別計画にあつては第2号に規定する措置を、広域複合開発計画にあつては第3号に規定する措置をとらなければならない。

- ① この章の規定による計画段階環境影響評価の手續(第8項の規定により読み替えて適用される場合を除く。)を行うことを、規則で定めるところにより、書面をもつて知事に報告すること。
- ② この章の規定(この条を除く。)による計画段階環境影響評価の手續を行わないこと及び複数の対象計画案が策定できないことの理由を、規則で定めるところにより、書面をもつて知事に報告すること。
- ③ 第8項の規定により読み替えて適用されるこの章の規定による計画段階環境影響評価の手續を行うこと及び複数の対象計画案が策定できないことの理由を、規則で定めるところにより、書面をもつて知事に報告すること。

6 知事は、前項の書面の提出があつた場合は、その書面に記載された内容について、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に掲げる措置を行うものとする。

- ① 前項に規定する書面に記載された内容が相当であると認めるとき。当該書面の内容を承認し、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知するとともに、当該書面及び知事が承認した旨を公表すること。
- ② 前項に規定する書面に記載された内容が相当でないとき。当該書面の内容を承認せず、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知するとともに、

当該書面及び知事が承認しない旨を公表すること。

7 第5項第2号に規定する措置をとった事業者で、前項の規定による承認を受けたものに係る対象計画については、この章の規定（この条を除く。）は適用しない。

8 第5項第3号の措置をとった事業者で、第6項の承認を受けたものに係る対象計画については、前条第1項中「実施場所又は対象地域、規模その他規則で定める要件が異なる複数の対象計画の案（以下「複数の対象計画案」という。）とあるのは「単数の対象計画の案」と、「当該複数の対象計画案」とあるのは「単数の対象計画の案」と、同項第3号中「複数の対象計画案」とあるのは「単数の対象計画の案」と、同項第4号中「複数の対象計画案」とあるのは「単数の対象計画の案」と、同項第5号中「複数の対象計画案」とあるのは「単数の対象計画の案」と、同項第6号中「複数の対象計画案」とあるのは「単数の対象計画の案」と、「考え方及び内容の比較」とあるのは「考え方」と、同項第7号及び第8号中「複数の対象計画案」とあるのは「単数の対象計画の案」と読み替えてこの章の規定を適用する。

（計画段階関係地域の決定及び環境配慮書等の送付）

第13条 知事は、第11条の規定による環境配慮書等の提出があつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより計画段階関係地域を定め、当該計画段階関係地域を定めた旨を計画段階関係区市町村長及び事業者に通じるとともに、当該環境配慮書等の写しを計画段階関係区市町村長に送付しなければならない。

（審議会への諮問）

第14条 知事は、前条の規定により計画段階関係地域を定めたときは、第11条の規定により提出された環境配慮書等の写しを審議会に送付するとともに、第22条第1項の規定による環境配慮書審査意見書の作成について、審議会に諮問しなければならない。

（近隣県市町村長との協議）

第15条 知事は、第11条の規定による環境配慮書等の提出があつた場合において、当該環境配慮書に記載されている同条第1項第8号に掲げる地域に東京都の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域を管轄する県の市町村長（以下「近隣県市町村長」という。）に当該環境配慮書等の写しを送付し、当該地域についての対象計画に係る計画段階環境影響評価の手続の実施について、近隣県市町村長と協議するものとする。

第2節 環境配慮書に関する周知及び意見

（環境配慮書についての公示及び縦覧）

第16条 知事は、第13条の規定により計画段階関係地域を定めたときは、遅滞なく、当該計画段階関係地域の範囲及び環境配慮書等の提出があつた旨その他規則で定める事項を公示し、当該環境配慮書を、公示の日から起算して30日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

（説明会の開催等）

第17条 事業者は、前条の縦覧期間内に、環境配慮書の内容を計画段階関係地域の住民に周知するため、計画段階関係地域内において説明会を開催するほか、当該環境配慮書の要旨を記載した書類の配布その他の必要な措置を講じなければならない。この場合において、計画段階関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、計画段階関係地域の周辺の地域において説明会を開催することができる。

2 事業者は、前項の規定による説明会の開催の日時、場所その他の事項及び同項の規定による周知のための措置を、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

3 知事は、事業者が第1項の説明会を正当な理由がなく開催しないときは、当該事業者に対し、期限を付して、説明会を開催するよう求めなければならない。この場合において、知事は、前条の縦覧期間内に説明会を開催することが困難であると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該縦覧期間を経過した後であつても説明会を開催するよう求めることができる。

4 第1項の説明会及び前項の規定により知事が開催するよう求めた説明会は、開催することができない正当な理由がある場合は、開催することを要しない。

5 事業者は、第1項又は第3項の規定により説明会を開催したときはその実施状況を、前項の規定により説明会を開催しなかつたときはその理由を、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

（都民の意見書の提出）

第18条 都民は、第16条の規定により縦覧に供された環境配慮書の内容について、同条の公示の日から起算して45日以内に、環境の保全の見地からの意見書を知事に提出することができる。

2 知事は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、その写しを事業者、計画段階関係区市町村長及び審議会に送付しなければならない。

（計画段階関係区市町村長の意見）

第19条 知事は、計画段階関係区市町村長に対して、環境配慮書の内容について、第16条の公示の日から起算して45日を超えない期限を指定して、環境の保全の見地からの意見を求めなければならない。

2 知事は、前項の求めに応じて意見を記した書面の提出があつたときは、その写しを事業者、計画段階関係区市町村長及び審議会に送付しなければならない。

（都民の意見を聴く会の開催等）

第20条 知事は、第16条の縦覧期間を経過した後、第11条の規定により提出された環境配慮書の内容について都民の意見を聴くため、都民の意見を聴く会を開催しなければならない。ただし、第18条第1項の意見書の提出がない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により都民の意見を聴く会を開催しようとするときは、その日時、場所その他必要な事項を開催予定日の15日前までに公示しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により都民の意見を聴く会を開催したときは、その

記録を作成し、その写しを事業者、計画段階関係区市町村長及び審議会に送付しなければならない。

4 知事は、必要があると認めるときは、都民の意見を聴く会に第70条第1項の委員、同条第2項の臨時委員及び第71条第1項の専門員を参加させるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、都民の意見を聴く会について必要な事項は、規則で定める。

（事業者の意見を聴く会の開催）

第21条 知事は、前条第1項の規定により都民の意見を聴く会を開催した後、第11条の規定により提出された環境配慮書の内容並びに第18条第1項の規定により提出された意見書、第19条第1項の求めに応じて提出された計画段階関係区市町村長の意見及び前条第3項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見に対する見解について事業者の意見を聴くため、事業者の意見を聴く会を開催しなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業者の意見を聴く会を開催しようとするときは、その日時、場所その他必要な事項を事業者に通知しなければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、事業者の意見を聴く会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「都民の意見を聴く会」とあるのは「事業者の意見を聴く会」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、事業者の意見を聴く会について必要な事項は、規則で定める。

第3節 環境配慮書審査意見書の作成等

（環境配慮書審査意見書の作成等）

第22条 知事は、第14条の規定による諮問について審議会の答申を受けたときは、第11条の規定により提出された環境配慮書について、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全の見地から審査し、その結果に基づく意見（個別計画に係る環境配慮書にあつては、第25条に規定する調査計画書の作成等の免除についての意見を含む。）を記載した環境配慮書審査意見書を作成しなければならない。

- 1 第18条第1項の意見書
- 2 第19条第1項の求めに応じて提出された計画段階関係区市町村長の意見
- 3 第20条第3項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見
- 4 前条第3項において準用する第20条第3項の規定により記録された事業者の意見を聴く会の意見

2 知事は、前項の環境配慮書審査意見書を作成したときは、当該環境配慮書審査意見書を事業者に、その写しを計画段階関係区市町村長に送付するとともに、その内容を公表するものとする。

（環境配慮書審査意見書の尊重）

第23条 事業者は、対象計画を策定するに当たっては、前条第2項の規定により送付された環境配慮書審査意見書の内容を尊重するものとする。

（対象計画を策定した場合の報告等）

第24条 事業者は、対象計画を策定したときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、調査計画書（次条に規定する調査計画書の作成等の免除の適用を受ける場合にあっては、評価書案）を提出するとともに知事に提出しなければならない。

- 1 策定した対象計画及びその概要
- 2 対象計画を策定した理由
- 3 環境配慮書審査意見書に記載した知事の意見等に基づき環境に配慮した内容

2 事業者は、第22条第1項の環境配慮書審査意見書を受領した日から1年を超えて対象計画を策定しない場合は、速やかに、規則で定めるところにより書面を知事に提出するものとする。

3 知事は、前2項に規定する書面の提出があつたときは、その内容を公表するものとする。

（調査計画書の作成等の免除）

第25条 事業者が第11条第2項の規定により環境配慮書を提出した場合において、知事が当該環境配慮書第40条第1項第4号に規定する対象事業に係る調査等の手法に相当する事項が記載されたものであると環境配慮書審査意見書において認めるときは、当該環境配慮書に係る対象事業については、第40条から第47条までの規定は適用しない。

（広域複合開発計画を構成する個別計画に係る計画段階環境影響評価の免除等）

第26条 知事は、広域複合開発計画について計画段階環境影響評価が実施された場合で、個別計画を策定しようとする事業者から、当該広域複合開発計画に係る計画段階環境影響評価において当該個別計画に係る計画段階環境影響評価が十分に行われているものとして、規則で定めるところにより、計画段階環境影響評価の手続の免除の申請があつたときは、審議会の意見を聴いた上で、当該個別計画の計画段階環境影響評価が、第11条から第24条までの規定を適用した場合と同程度に行われていると認める場合は、当該計画段階環境影響評価の手続の免除について承認することができる。

2 知事は、前項の規定により承認し、又は承認しないことを決定したときは、その旨を、事業者に対し、規則で定めるところにより、書面をもつて通知するとともに公表するものとする。

3 第1項の規定による承認を受けた事業者が策定する個別計画については、この章の規定（この条を除く。）は適用しない。

（対象計画が環境配慮書と異なる場合の取扱い）

第27条 知事は、第24条第1項の規定により提出された対象計画が第11条の規定により提出された環境配慮書の対象計画の案と異なる場合において、当該対象計画の内容が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、事業者に対し、広域複合開発計画にあつては計画段階環境影響評価の手続の全部又は一部を再度実施するよう求めるものと



し、個別計画にあつては第25条の規定が適用される場合であつても第40条第1項に規定する調査計画書の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手法を求めるものとする。

2 前項に規定する場合において、第25条の規定により知事が、環境配慮書に第40条第1項第4号に規定する対象事業に係る調査等の手法に相当する事項が記載されたものであると認めるときで、かつ、審議会の意見を聴いた上で当該対象計画の内容が環境に著しい影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、個別計画については、第40条から第47条までの規定は適用しない。

3 知事は、前2項の場合は、規則で定めるところにより、書面によりその旨を事業者へ通知するとともに公表するものとする。

(計画段階環境影響評価の手法における都民等の意見聴取に係る手続の特例)

第28条 事業者は、対象計画の策定に当たっては、知事の承認を得て、第18条から第20条までに規定する都民及び計画段階関係区市町村長の意見の聴取に代わるものとして、自ら当該対象計画に係る環境配慮書の内容について規則で定める方法により、都民等の意見の聴取を行うことができる。

2 事業者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 第1項の場合においては、事業者は、聴取した都民等の意見の内容等について、規則で定めるところにより、知事に報告書を提出しなければならない。

4 知事は、前項の報告書の提出があつたときは、その写しを審議会及び計画段階関係区市町村長に送付するものとする。

第4節 計画段階環境影響評価の手法において評価書案の作成等に相当する環境影響評価を行う場合の特例

(特例環境配慮書の作成等及び評価書案の作成等の免除の申請)

第29条 個別計画に係る計画段階環境影響評価の手法において、技術指針に基づき第48条第1項に規定する評価書案の作成等に相当する環境影響評価を行うとする事業者で、当該個別計画について第40条から第57条までに規定する評価書案の作成等の免除を受けようとするものは、第11条第1項に規定する環境配慮書に第48条第1項に規定する評価書案に相当する内容を記載したもの（以下「特例環境配慮書」という。）及びその概要（以下「特例環境配慮書等」という。）を作成し、知事に提出するとともに、規則で定める書面により、知事に申請しなければならない。

(特例環境配慮書等の送付及び計画段階関係地域の決定)

第30条 知事は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、第11条第1項第8号に規定する地域を管轄する特別区の区長及び市町村長に特例環境配慮書等の写し及び当該申請書の写しを交付し、当該特別区の区長及び市町村長の意見を聴いた上で、規則で定める期間内に計画段階関係地域を定めなければならない。

2 知事は、前項の規定により計画段階関係地域を定めたときは、その旨を計画段階関係区市町村長及び事業者へ通知しなければならない。

(審議会への諮問)

第31条 知事は、前条第1項の規定により計画段階関係地域を定めたときは、第29条の規定により提出された特例環境配慮書等の写し及び申請書の写しを審議会に送付するとともに、第33条第1項の規定による特例環境配慮書審査意見書の作成及び当該申請書の内容について、審議会に諮問しなければならない。

(特例環境配慮書に係る見解書の作成)

第32条 第29条に規定する申請を行った事業者は、第35条において準用する第18条第1項の見解書及び第35条において準用する第19条第2項の計画段階関係区市町村長の意見を記載した書面の写しの送付を受けたときは、これらの意見書等に対する見解を明らかにするために、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特例環境配慮書に係る見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- ② 対象計画の案の名称、目的及び内容
- ③ 第30条の規定により知事が定めた計画段階関係地域
- ④ 第35条において準用する第18条第1項の見解書及び第35条において準用する第19条第1項の求めに応じて提出された計画段階関係区市町村長の意見の概要
- ⑤ 前号に掲げる意見書及び意見についての事業者の見解
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第16条、第20条及び第28条の規定は、前項の規定により提出された見解書について準用する。この場合において、第16条中「第13条」とあるのは「第30条第1項」と、「環境配慮書等」とあるのは「見解書」と、「当該環境配慮書」とあるのは「当該見解書」と、「30日間」とあるのは「20日間」と、第20条第1項中「第16条」とあるのは「第32条第2項において準用する第16条」と、「第11条」とあるのは「第32条第1項」と、「環境配慮書」とあるのは「見解書（第29条の規定により提出された特例環境配慮書を含む。）」と、「第18条第1項」とあるのは「第35条において準用する第18条第1項」と、第28条中「第18条から第20条まで」とあるのは「第32条第2項において準用する第20条」と、「都民及び計画段階関係区市町村長」とあるのは「都民」と、「環境配慮書」とあるのは「見解書」と、「都民等」とあるのは「都民」と読み替えるものとする。

(特例環境配慮書審査意見書の作成)

第33条 知事は、第31条の規定による諮問について審議会の答申を受けたときは、第29条の規定により提出された特例環境配慮書について、第22条第1項第1号から第3号までに掲げる事項及び前条第1項の規定による見解書を勘案して、特例環境配慮書審査意見書を作成しなければならない。

2 知事は、前項の特例環境配慮書審査意見書を作成したときは、当該特例環境配慮書審査意見書を事業者へ、その写しを計画段階関係区市町村長に送付するとともに、その内容を公表するものとする。

3 知事は、第29条の規定により提出された特例環境配慮書に記載された内

容が、次の各号に掲げる場合に該当すると第一項の特例環境配慮書審査意見書において認めるときは、前項に規定するもののほか、当該各号に掲げる措置を行うものとする。

- ① 第48条第1項に規定する評価書案に相当するものであると認めるとき。当該申請を承認し、規則で定めるところにより、その旨を書面により事業者へ通知するとともに公表すること。
- ② 第48条第1項に規定する評価書案に相当するものでないとする場合で、第40条第1項第4号に規定する対象事業に係る調査等の手法に相当する事項が記載されていると認めるとき。第48条第1項に規定する評価書案の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手法を行うことを、規則で定めるところにより、書面により事業者へ通知するとともに公表すること。
- ③ 第48条第1項に規定する評価書案に相当するものでないとする場合で前号に掲げるもののほか、第40条第1項に規定する調査計画書の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手法を行うことを、規則で定めるところにより、書面により事業者へ通知するとともに公表すること。

4 前項第1号の規定による通知を受けた事業者については第40条から第57条までの規定、同項第2号の規定による通知を受けた事業者については第40条から第47条までの規定は適用しない。

(対象計画が特例環境配慮書と異なる場合の取扱い)

第34条 知事は、前条第4項の規定にかかわらず、同条第3項第1号又は第2号に掲げる場合であつて、次条において準用する第24条第1項の規定により提出された対象計画が、第29条の規定により提出された特例環境配慮書の対象計画の案と異なる場合において、当該対象計画の内容が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、事業者に対し、前条第3項第1号に掲げる場合にあつては第48条第1項に規定する評価書案の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手法を行うこと、前条第3項第2号に掲げる場合にあつては第40条第1項に規定する調査計画書の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手法を行うことを求めるものとする。

2 知事は、前項の場合は、規則で定めるところにより、書面によりその旨を事業者へ通知するとともに公表するものとする。

(特例環境配慮書に係る手続)

第35条 第11条第3項及び第4項、第15条から第19条まで、第23条、第24条並びに第28条の規定は、第29条の規定により提出された特例環境配慮書等について準用する。この場合において、第11条第3項及び第4項中「環境配慮書等」とあるのは「特例環境配慮書等」と、第15条中「第11条」とあるのは「第29条」と、「環境配慮書等」とあるのは「特例環境配慮書等」と、「当該環境配慮書」とあるのは「当該特例環境配慮書」と、「同条第1項第8号」とあるのは「第11条第1項第8号」と、第16条中「第13条」とあるのは「第30条第1項」と、「環境配慮書等」とあるのは「特例環境配慮書等」と、「当該環境配慮書」とあるのは「当該特例環境配慮書」と、第17条中「前条」とあるのは「第35条において準用する第16条」と、「環境配慮書」とあるのは「特例環境配慮書」と、第18条中「第16条」とあるのは「第35条において準用する第16条」と、「環境配慮書」とあるのは「特例環境配慮書」と、第19条中「環境配慮書」とあるのは「特例環境配慮書」と、第16条」とあるのは「第35条において準用する第16条」と、第23条中「前条第2項」とあるのは「第33条第2項」と、「環境配慮書審査意見書」とあるのは「特例環境配慮書審査意見書」と、第24条中「環境配慮書」とあるのは「第33条第4項」と、「評価書案」とあるのは「評価書案、同項に規定する評価書案の作成等の免除の適用を受ける場合にあつては評価書」と、「環境配慮書審査意見書」とあるのは「特例環境配慮書審査意見書」と、「第22条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、第28条中「第18条から第20条まで」とあるのは「第35条において準用する第18条及び第35条において準用する第19条」と、「環境配慮書」とあるのは「特例環境配慮書」と読み替えるものとする。

(対象計画策定に係る書面による報告の写しの送付)

第36条 知事は、第33条第4項の規定により特例の手続を行う事業者から前条において準用する第24条に規定する対象計画の策定等に係る書面の提出があつたときは、当該書面の写しを当該対象事業に係る許認可権者に送付しなければならない。

第5節 対象計画の変更等

(対象計画の変更の届出等)

第37条 事業者は、次の各号に掲げる対象計画の種類ごとに当該各号に定める時期において、第11条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更しようとするとき、又は対象計画の策定を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、対象計画の案の目的又は内容の変更をしようとする場合において、当該変更が軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、この限りでない。

- ① 個別計画 第11条の規定により環境配慮書等を提出してから第40条第1項の規定により調査計画書を提出するまで（第33条第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、第29条の規定により特例環境配慮書等を提出してから第35条において準用する第24条の規定により書面を提出するまで）
- ② 広域複合開発計画 第11条の規定により環境配慮書を提出してから当該広域複合開発計画が終了するまで

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出の内容を公表しなければならない。

3 第1項の規定による届出のうち、事業者の変更があつた場合においては、変更前の事業者に係る対象計画について行われたこの条例の規定による手続は、変更後の事業者に係る対象計画について行われたものとみなす。

(対象計画の内容の変更による手続の再実施)

第38条 知事は、前条第1項に規定する届出があつた場合で、第11条第1項第2号に掲げる事項の変更（個別計画にあつては、同条の規定により環境配慮書を提出してから第22条第2項の規定により環境配慮書審査意見書を受領するまで又は第29条の規定により特例環境配慮書を提出してから第33条

第2項の規定により特例環境配慮書審査意見書を受領するまでにあつた変更に限る。)があつた対象計画について、当該変更が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、既に完了している手続の全部又は一部を再度実施するよう求めるものとする。

(事情変更による手続)

第39条 第25条又は第33条第4項の規定にかかわらず、知事は、事業者が第24条第1項又は第35条において準用する第24条第1項の規定に基づき書面を提出した日から5年を経過した後、当該対象事業に係る事業段階環境影響評価の手続を始めようとする場合において、計画段階関係地域の状況が当該書面を提出したときと比較して著しく異なっていることにより環境の保全上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、次条第1項に規定する調査計画書の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手続を求めるものとする。

第3章 事業段階環境影響評価の手続

第1節 調査計画書の作成等

(調査計画書の作成)

第40条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、技術指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

- ① 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 対象事業の名称、目的及び内容
- ③ 事業計画の策定に至つた経過(計画段階環境影響評価の手続を行つたものについては、その手続の経過を含む。)
- ④ 対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- ⑤ 対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域並びにその地域の概況
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、一又は二以上の事業者が相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者に対し、これらの対象事業について、併せて前項の規定により調査計画書を作成し、提出するよう求めるものとする。

3 二以上の事業者が一の対象事業又は相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合において、これらの事業者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者が、当該一の対象事業について調査計画書を作成し、又は当該二以上の対象事業について併せて調査計画書を作成し、提出しなければならない。

4 良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域として規則で定める地域において規則で定める事業を実施しようとする事業者が、規則で定めるところにより知事に届け出て、技術指針に基づき、規則で定める環境影響評価の項目を選定し当該事業の実施が環境に及ぼす影響について調査等を行う場合は、この条(この項を除く。)から第47条までの規定は適用しない。

(調査計画書の送付等)

第41条 知事は、前条第1項の規定による調査計画書の提出があつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、環境に影響が及ぶと予想される地域を、当該対象事業が実施されることを周知する地域(以下「周知地域」という。))と定め、調査計画書の写しを当該地域を管轄する特別区の区長及び市町村長(以下「周知地域区市町村長」という。))に送付しなければならない。

(審議会への諮問)

第42条 知事は、周知地域を定めたときは、調査計画書の写しを審議会に送付するとともに、第46条第1項の規定による調査計画書審査意見書の作成について、審議会に諮問しなければならない。

(近隣区市町村長との協議)

第43条 第15条の規定は、調査計画書について準用する。この場合において、同条中「第11条」とあるのは「第40条第1項」と、「環境配慮書」とあるのは「調査計画書」と、「当該環境配慮書」とあるのは「当該調査計画書」と、「同条第1項第8号」とあるのは「同項第5号」と、「当該環境配慮書等」とあるのは「当該調査計画書」と、「対象計画に係る計画段階環境影響評価」とあるのは「対象事業に係る事業段階環境影響評価」と読み替えるものとする。

第2節 調査計画書に関する周知及び意見

(調査計画書についての公示及び縦覧)

第44条 知事は、第40条第1項の規定による調査計画書の提出があつたときは、遅滞なく、当該調査計画書の提出があつた旨その他規則で定める事項を公示し、当該調査計画書を、公示の日から起算して10日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

(都民等の意見)

第45条 第18条及び第19条の規定は、前条の規定により縦覧に供された調査計画書について準用する。この場合において、第18条第1項中「第16条」とあるのは「第44条」と、「環境配慮書」とあるのは「調査計画書」と、「45日」とあるのは「20日」と、同条第2項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「周知地域区市町村長」と、第19条第1項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「周知地域区市町村長」と、「環境配慮書」とあるのは「調査計画書」と、「第16条」とあるのは「第44条」と、「45日」とあるのは「20日」と、同条第2項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「周知地域区市町村長」と読み替えるものとする。

第3節 調査計画書審査意見書の作成等

(調査計画書審査意見書の作成)

第46条 知事は、第42条の規定による諮問について審議会の答申を受けたときは、第40条第1項の規定により提出された調査計画書について、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全の見地から審査し、その結果に基づく意見を記載した調査計画書審査意見書を作成しなければならない。

- ① 前条において準用する第18条第1項の意見書
- ② 前条において準用する第19条第1項の求めに応じて提出された周知地域区市町村長の意見

2 知事は、前項の調査計画書審査意見書を作成したときは、当該調査計画書審査意見書を事業者に、その写しを周知地域区市町村長に送付するとともに、その内容を公表するものとする。

(環境影響評価の項目等の選定)

第47条 事業者は、前条第1項の調査計画書審査意見書の送付を受けたときは、調査計画書について、当該調査計画書審査意見書並びに第45条において準用する第18条第1項の意見書及び第45条において準用する第19条第1項の求めに応じて提出された周知地域区市町村長の意見を勘案して検討を加え、環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定したときは、その選定の結果を書面により知事に報告しなければならない。

第4節 評価書案の作成等

(評価書案の作成)

第48条 事業者は、調査計画書(第25条、第33条第4項又は第34条の規定により評価書案の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手続を行う場合にあつては環境配慮書、第40条第4項の規定が適用される場合にあつては規則で定める環境影響評価の項目について技術指針で定める手法)に基づき、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について調査等を行い、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書案(以下「評価書案」という。))及びその概要(以下「評価書案等」という。))を作成し、規則で定める時期までに知事に提出しなければならない。

- ① 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 対象事業の名称、目的及び内容
- ③ 事業計画の策定に至つた経過(計画段階環境影響評価を実施したものについては、その結果の反映内容)
- ④ 調査計画書を作成した対象事業については、その修正の経過
- ⑤ 調査の結果
- ⑥ 評価項目ごとに環境に及ぼす影響の内容及び程度
- ⑦ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至つた検討の状況を含む。)
- ⑧ 環境に及ぼす影響の評価
- ⑨ 対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第40条第2項及び第3項の規定は、同条第4項の規定が適用される場合に行つた評価書案等の作成及び提出について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「調査計画書」とあるのは、「評価書案等」と読み替えるものとする。

(事業段階関係地域の決定及び評価書案等の送付等)

第49条 知事は、前条第1項の規定による評価書案等の提出があつたときは、遅滞なく、事業段階関係地域(第45条において準用する第18条第1項の意見書及び第45条において準用する第19条第1項の求めに応じて提出された周知地域区市町村長の意見並びに事業者の行つた前条第1項の調査等の結果に照らし、周知地域に追加すべきものと認められる地域を含む。))を定めるとともに、当該評価書案の写しを事業段階関係区市町村長に送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業段階関係地域を定めたときは、その旨を事業段階関係区市町村長及び事業者に通知するとともに、評価書案等の提出があつた旨を当該対象事業に係る許認可権者に通知しなければならない。

(審議会への諮問)

第50条 知事は、前条第1項の規定により事業段階関係地域を定めたときは、第48条第1項の規定により提出された評価書案等の写しを審議会に送付するとともに、第57条第1項の規定による評価書案審査意見書の作成について、審議会に諮問しなければならない。

(近隣区市町村長との協議)

第51条 第15条の規定は、評価書案について準用する。この場合において、同条中「第11条」とあるのは「第48条第1項」と、「環境配慮書」とあるのは「評価書案等」と、「当該環境配慮書」とあるのは「当該評価書案」と、「同条第1項第8号」とあるのは「同項第9号」と、「対象計画に係る計画段階環境影響評価」とあるのは「対象事業に係る事業段階環境影響評価」と読み替えるものとする。

第5節 評価書案に関する周知及び意見

(事業段階関係地域及び評価書案についての公示及び縦覧)

第52条 知事は、第49条第1項の規定により事業段階関係地域を定めたときは、遅滞なく、当該事業段階関係地域の範囲及び評価書案等の提出があつた旨その他規則で定める事項を公示し、当該評価書案を、公示の日から起算して30日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第53条 第17条の規定は、第48条第1項の規定により提出された評価書案について準用する。この場合において、第17条第1項中「前条」とあるのは「第52条」と、「環境配慮書」とあるのは「評価書案」と、「計画段階関係地域」とあるのは「事業段階関係地域」と、同条第3項中「前条」とあるのは「第52条」と読み替えるものとする。

(都民等の意見)



第54条 第18条及び第19条の規定は、第48条第1項の規定により提出された評価書案について準用する。この場合において、第18条第1項中「第16条」とあるのは「第52条」と、「環境配慮書」とあるのは「評価書案」と、同条第2項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「事業段階関係区市町村長」と、第19条第1項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「事業段階関係区市町村長」と、「環境配慮書」とあるのは「評価書案」と、「第16条」とあるのは「第52条」と、同条第2項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「事業段階関係区市町村長」と読み替えるものとする。

第6節 評価書案に係る見解書の作成等 (評価書案に係る見解書の作成等)

第55条 事業者は、前条において準用する第18条第1項の意見書及び前条において準用する第19条第2項の事業段階関係区市町村長の意見を記した書面の写しの送付を受けたときは、これらの意見書等に対する見解を明らかにするために、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した評価書案に係る見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 対象事業の名称、目的及び内容
- ③ 第49条第1項の規定により知事が定めた事業段階関係地域
- ④ 前条において準用する第18条第1項の意見書及び前条において準用する第19条第1項の求めに応じて提出された事業段階関係区市町村長の意見の概要
- ⑤ 前号に掲げる意見書及び意見についての事業者の見解
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による見解書の提出があつたときは、遅滞なく、当該見解書の提出があつた旨その他規則で定める事項を公示し、当該見解書を、公示の日から起算して20日間、規則で定めるところにより縦覧に供するとともに、当該見解書の写しを事業段階関係区市町村長及び審議会に送付しなければならない。

(都民の意見を聴く会の開催等)

第56条 知事は、前条第2項の縦覧期間を経過した後、第48条第1項の規定により提出された評価書案及び前条第1項の規定により提出された評価書案に係る見解書の内容について都民の意見を聴くため、都民の意見を聴く会を開催しなければならない。ただし、第54条において準用する第18条第1項の意見書の提出がない場合は、この限りでない。

2 第20条第2項から第5項までの規定は前項の都民の意見を聴く会について準用する。この場合において、第20条第3項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「事業段階関係区市町村長」と読み替えるものとする。

第7節 評価書案審査意見書の作成等 (評価書案審査意見書の作成等)

第57条 知事は、第50条の規定による諮問について審議会の答申を受けたときは、第48条第1項の規定により提出された評価書案について、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全の見地から審査し、その結果に基づく意見を記載した評価書案審査意見書を作成しなければならない。

- ① 第45条及び第54条において準用する第18条第1項の意見書
- ② 第45条及び第54条において準用する第19条第1項の求めに応じて提出された事業段階関係区市町村長の意見
- ③ 第55条第1項の規定により提出された見解書
- ④ 前条第2項において準用する第20条第3項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見

2 知事は、前項の規定により評価書案審査意見書を作成したときは、当該評価書案審査意見書を事業者に、その写しを事業段階関係区市町村長に送付するとともに、その内容を公表するものとする。

第8節 評価書の作成等 (評価書の作成)

第58条 事業者は、前条第2項の規定による評価書案審査意見書の送付を受けたときは、第48条第1項の規定により作成した評価書案について、当該評価書案審査意見書並びに第54条において準用する第18条第1項の意見書、第54条において準用する第19条第1項の求めに応じて提出された事業段階関係区市町村長の意見及び第56条第2項において準用する第20条第3項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見に基づき検討を加え、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）及びその概要（以下「評価書等」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

- ① 第48条第1項各号に掲げる事項
- ② 前号に掲げる事項のうち、当該評価書案を修正したものについては、その経過
- ③ 第55条第1項第3号から第5号までに掲げる事項
- ④ 第56条第2項において準用する第20条第3項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見の概要
- ⑤ 前条第1項の規定により作成された評価書案審査意見書に記載された知事の見解
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、第33条第4項の規定により評価書の提出から事業段階環境影響評価の手続を行う場合には、第35条において準用する第24条第1項の規定による書面を知事に提出した後、第29条の規定により作成した特例環境配慮書について、第33条第1項の特例環境配慮書審査意見書、第35条において準用する第18条第1項の意見書、第35条において準用する第19条第1項の求めに応じて提出された計画段階関係区市町村長の意見及び第32条第2項において準用する第20条第3項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見に基づき検討を加え、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した評価書等を作成し、知事に提出しなければならない。

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所

の所在地）

- ② 対象事業の名称、目的及び内容
- ③ 事業計画の策定に至った経過（計画段階環境影響評価を実施した結果の反映内容を含む。）
- ④ 調査の結果
- ⑤ 評価項目ごとに環境に及ぼす影響の内容及び程度
- ⑥ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
- ⑦ 環境に及ぼす影響の評価
- ⑧ 対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域
- ⑨ 第32条第1項第3号から第5号までに掲げる事項
- ⑩ 第32条第2項において準用する第20条第3項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見の概要
- ⑪ 第33条第1項の規定により作成された特例環境配慮書審査意見書に記載された知事の見解
- ⑫ 対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の場合において、第30条第1項の規定により定めた計画段階関係地域は、事業段階関係地域とみなす。

(評価書についての公示、縦覧等)

第59条 知事は、前条の規定による評価書等の提出があつたときは、遅滞なく、当該対象事業に係る許認可権者にその写しを送付するとともに、当該評価書等の提出があつた旨その他規則で定める事項を公示し、当該評価書を、公示の日から起算して15日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

2 知事は、前項の規定による公示をしたときは、前条の規定により提出された評価書等の写しを、事業段階関係区市町村長及び第51条において準用する第15条の規定により評価書案の写しを送付した近隣区市町村長（前条第2項の場合にあつては、同条第3項の規定により事業段階関係地域とみなされた地域における近隣区市町村長）に送付しなければならない。

(許認可権者への要請)

第60条 知事は、前条第1項の規定により評価書等の写しを許認可権者に送付するときは、当該許認可権者に対し、当該対象事業の実施についての許認可等を行うに際して当該評価書の内容について十分配慮するよう要請しなければならない。

(対象事業の実施の制限)

第61条 事業者は、第59条第1項の規定による公示の日までは、当該対象事業を実施してはならない。

第9節 対象事業の変更等 (変更の届出等)

第62条 事業者は、第40条第1項の規定により調査計画書を提出してから（第25条及び第40条第4項の規定の適用を受けた場合にあつては第48条第1項の規定により評価書案等を提出してから、第33条第4項の規定の適用を受けた場合にあつては第35条において準用する第24条の規定により書面を提出してから）第68条第1項の規定による工事完了の届出がなされるまでの間に、第40条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更しようとするとき、又は対象事業の実施を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、対象事業の目的又は内容の変更をしようとする場合において、当該変更が軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を公表しなければならない。

3 第1項の規定による届出のうち事業者の変更の届出があつた場合においては、変更前の事業者に係る対象事業について行われたこの条例の規定による手続は、変更後の事業者に係る対象事業について行われたものとみなす。

(事業内容の変更による手続の再実施)

第63条 知事は、前条第1項の規定による変更の届出があつた対象事業について、当該変更が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、既に完了している手続の全部又は一部を再度実施するよう求めるものとする。

(事情変更による手続の再実施)

第64条 知事は、事業者が第59条第1項の縦覧期間が満了した日から5年を経過した後当該対象事業に係る工事に着手しようとする場合において、関係地域の状況が当該縦覧期間満了のときと比較して著しく異なっていることにより環境の保全上必要があると認めるときは、当該事業者に対し、既に完了している手続の全部又は一部を再度実施するよう求めるものとする。

第4章 事後調査の手続

(事後調査計画書の提出等)

第65条 事業者は、第58条の規定により提出した評価書に記載された予測及び評価の項目について、事後調査を実施するための計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成し、次条の規定による着工の届出とともに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による事後調査計画書の提出があつたときは、遅滞なく、その写しを事業段階関係区市町村長に送付するとともに、その内容を公表しなければならない。

3 事後調査計画書は、知事があらかじめ事後調査の項目、方法、範囲その他の事項について審議会の意見を聴いて定める基準に基づき、作成するものとする。

(着工の届出等)

第66条 事業者は、対象事業に係る工事に着手するときは、規則で定めると

ころにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 対象事業の名称
- ③ 工事着手の予定年月日
- ④ 工事完了の予定年月日
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を公示するとともに、届出があつた旨を事業段階関係区市町村長に通知しなければならない。

（事後調査報告書の作成等）

第67条 事業者は、対象事業に係る工事に着手した後において、第65条第1項の規定により提出した事後調査計画書に基づき事後調査を行い、その結果を記載した事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による事後調査報告書の提出があつたときは、その内容を公表するとともに、当該事後調査報告書の写しを事業段階関係区市町村長に送付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による事後調査報告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは審議会の意見を聴いた上、当該事後調査報告書の内容を審査し、当該対象事業が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに、当該事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずることを求めるとともに、当該対象事業に係る環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める行為について法令又は条例に基づく規制その他の措置をとる権限を有する者に対し、当該法令又は条例に基づく規制その他の措置をとるよう要請しなければならない。

（工事完了の届出等）

第68条 事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第66条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第5章 審議会

（設置）

第69条 この条例によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に応じ環境影響評価及び事後調査に関する重要事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、審議会を置く。

（組織）

第70条 審議会は、委員40人以内をもつて組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（専門員）

第71条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門員を置くことができる。

2 専門員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（委員等の任期）

第72条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

3 専門員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

（会長の選任等）

第73条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第74条 審議会は、知事が招集する。

（事業者等の出席等）

第74条の2 審議会は、第69条の規定による調査審議を行うため必要があるときは、事業者その他関係者の出席を求め、説明を聴き、又は事業者その他関係者から資料の提出を求めることができる。

（運営事項の委任）

第75条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 法の対象事業に係る手続等

第1節 配慮書等に係る知事の意見書の作成

（配慮書等に係る知事の意見書の作成等）

第75条の2 知事は、事業者から配慮書（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第3条の3第1項に規定する配慮書をいう。以下同じ。）の案又は配慮書（以下この条において「配慮書等」という。）について法第3条の7第1項の規定により意見を求められたときは、当該配慮書等について、審議会の意見を聴いた上で、環境の保全の見地から審査し、その結果に基づく意見を記載した知事の意見書を作成するものとする。

2 知事は、前項の意見書を作成したときは、当該意見書を事業者に送付するとともに、その内容を公表するものとする。

第1節の2 第2種事業に係る判定手続

（届出書面の送付等）

第76条 知事は、法第4条第1項各号に定める者（以下「主任の大臣等」と

いう。）から、法第4条第2項に規定する届出に係る書面の写しの送付を受けたときは、その写しを同項に規定する区域を管轄する区市町村長に送付するとともに、規則で定める期間を指定して法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見を求めるものとする。

（第2種事業の判定に係る知事の意見書の作成等）

第77条 知事は、前条に規定する区市町村長の意見が述べられたときは、これを勘案して、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見書を作成し、これを主任の大臣等に送付するとともに、当該区市町村長にその写しを送付しなければならない。

2 知事は、前項の知事の意見書を作成したときは、その内容を公表するものとする。

（第2種事業に係る判定結果の送付）

第78条 知事は、法第4条第3項の規定による通知を受けたときは、その写しを法第4条第2項に規定する区域を管轄する区市町村長及び審議会へ送付するものとする。

第2節 方法書に係る知事の意見書の作成

（審議会への諮問）

第79条 知事は、法第6条第1項の規定により事業者から方法書の送付を受けたときは、その写しを審議会に送付するとともに、方法書に係る知事の意見書の作成について、審議会に諮問しなければならない。

（方法書に係る区市町村長の意見）

第80条 知事は、法第10条第1項の規定による知事の意見書の作成に当たり、法第6条第1項に規定する地域を管轄する区市町村長に対して、法第10条第2項の規定により、規則で定める期間を指定して環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

2 知事は、前項の求めに応じて、法第6条第1項に規定する地域を管轄する区市町村長の意見が提出されたときは、審議会に送付しなければならない。

（方法書についての意見の概要の写しの送付）

第81条 知事は、法第9条の書類の送付を受けたときは、その写しを審議会に送付しなければならない。

（方法書に係る知事の意見書の作成等）

第82条 知事は、第79条の規定による諮問について審議会の答申を受けたときは、法第6条第1項の規定により送付された方法書について、次に掲げる事項を勘案して環境の保全の見地から審査し、その結果に基づく意見を記載した知事の意見書を作成しなければならない。

① 法第9条により送付された方法書についての意見の概要

② 第80条第1項の求めに応じて提出された区市町村長の意見

2 前項の知事の意見書を作成したときは、当該意見書を事業者に送付するとともに、その写しを法第6条第1項に規定する地域を管轄する区市町村長に送付し、その内容を公表するものとする。

（環境影響評価の項目等の選定に係る報告）

第83条 知事は、事業者が法第11条の規定により環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定したときは、事業者に対し、その内容について書面により報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告があつたときは、その内容を公表するものとする。

第3節 準備書に係る知事の意見書の作成

（審議会への諮問）

第84条 知事は、法第15条の規定により事業者から準備書及びこれを要約した書類の送付を受けたときは、その写しを審議会に送付するとともに、準備書に係る知事の意見書の作成について、審議会に諮問しなければならない。

2 知事は、法第19条の規定により事業者から準備書についての意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書面の送付を受けたときは、その写しを審議会に送付しなければならない。

（準備書に係る区市町村長の意見）

第85条 法第20条第1項の規定による知事の意見書の作成については、第80条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「法第6条第1項に規定する地域」とあるのは「法第15条に規定する関係地域」と、「法第10条第2項」とあるのは「法第20条第2項」と、同条第2項中「法第6条第1項に規定する地域」とあるのは「法第15条に規定する関係地域」と読み替えるものとする。

（都民の意見を聴く会の開催等）

第86条 知事は、法第19条の書類の送付を受けた後、法第15条の規定により送付された準備書の内容について都民の意見を聴くため、第20条の例により都民の意見を聴く会を開催しなければならない。

2 知事は、前項の都民の意見を聴く会を開催したときは、その記録を作成し、その写しを事業者、法第15条に規定する関係地域を管轄する区市町村長及び審議会に送付しなければならない。

（準備書に係る知事の意見書の作成等）

第87条 知事は、第84条第1項の規定による諮問について審議会の答申を受けたときは、法第15条の規定により送付された準備書について、次に掲げる事項を勘案して環境の保全の見地から審査し、その結果に基づく意見を記載した知事の意見書を作成しなければならない。

① 法第19条の規定により送付された準備書についての意見の概要及び当該意見についての事業者の見解

② 第85条において準用する第80条第1項に規定する求めに応じて提出された法第15条に規定する関係地域を管轄する区市町村長の意見

2 前項の知事の意見書を作成したときは、当該意見書を事業者に送付するとともに、その写しを法第15条に規定する関係地域を管轄する区市町村長に送付し、その内容を公表するものとする。



第4節 法対象事業に係るその他の手続

(法対象事業に係る計画段階環境影響評価等)

第88条 法第2条第2項に規定する第1種事業及び同条第3項に規定する第2種事業（法第3条の10第1項後段の規定による通知に係るものに限る。以下「通知第2種事業」という。）については、第2章の規定は適用しない。

2 通知第2種事業については、第40条第1項第3号中「計画段階環境影響評価の手続」とあるのは「法第3条の10第1項の規定による手続」と読み替えて適用する。

3 法第2条第3項に規定する第2種事業（法第3条の10第1項後段の規定による通知に係るものを除く。以下「非通知第2種事業」という。）については、第11条第2項、第12条第5項（広域複合開発計画に係る部分に限る。）、第25条から第27条まで、第2章第4節、第37条第1項第2号及び第39条の規定は適用しない。

4 非通知第2種事業については、第24条第1項中「調査計画書（次条に規定する調査計画書の作成等の免除を受ける場合にあっては、評価書案）を提出するとき」とあるのは「法第4条第1項の規定による届出をするとき、又は法第6条第1項の規定による送付をするときのいずれか早いとき」と、第37条第1項第1号中「第40条第1項の規定により調査計画書を提出するまで（第33条第4項の規定の適用を受ける場合にあっては、第29条の規定により特別環境配慮書等を提出してから第35条において準用する第24条の規定により書面を提出するまで）」とあるのは「法第4条第1項の規定による届出をするとき、又は法第6条第1項の規定による送付をするときのいずれか早いときまで」と読み替えて適用する。

5 法第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）については、第1項及び第3項に定めるもののほか、第3章、第92条及び第93条の規定は適用しない。

6 法対象事業については、第65条第1項中「第58条の規定により提出した評価書」とあるのは「法第26条第2項の規定により送付した評価書（東京都の区域内で実施される事業に係る部分に限る。）」と、同条第2項中「事業段階関係区市町村長」とあるのは「法第26条第2項の関係区市町村長（東京都の区域内の特別区及び市町村の長に限る。）」と、第66条第1項中「対象事業に係る工事」とあるのは「第88条第5項に規定する法対象事業に係る工事（東京都の区域内で実施される法対象事業に係る工事に限る。）」と、同条第2項中「事業段階関係区市町村長」とあるのは「法第26条第2項の関係区市町村長（東京都の区域内の特別区及び市町村の長に限る。）」と、第67条第1項中「対象事業に係る工事」とあるのは「法第88条第5項に規定する法対象事業に係る工事（東京都の区域内で実施される法対象事業に係る工事に限る。）」と、同条第2項中「事業段階関係区市町村長」とあるのは「法第26条第2項の関係区市町村長（東京都の区域内の特別区及び市町村の長に限る。）」と、第68条第1項中「対象事業に係る工事」とあるのは「第88条第5項に規定する法対象事業に係る工事（東京都の区域内で実施される法対象事業に係る工事に限る。）」と読み替えて適用する。

第7章 雑則

(実地調査への協力要請)

第89条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において実地調査を行う必要があるときは、当該土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

(報告の聴取等)

第90条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(公表等)

第91条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- ① この条例に定める手続の全部又は一部を行わなかったとき。
- ② 第17条第3項（第35条又は第53条において準用する場合を含む。）の規定により説明会の開催を求められて、説明会を開催しなかったとき。
- ③ 第61条の規定に違反して、対象事業を実施したとき。
- ④ 第27条、第38条、第63条又は第64条の規定により手続の全部又は一部の再実施を求められて、手続の全部又は一部を再度実施しなかったとき。
- ⑤ 前条の規定により報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わない場合において、当該事業者に対し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与え、その意見に正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその事実を公表しなければならない。

3 知事は、前項の規定による公表をしたときは、その内容を当該対象事業に係る許可権者に通知しなければならない。

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第92条 対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業又は同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合については、第40条から第58条までに規定する手続のうち事業者に係る手続及び第62条第1項に規定する手続のうち第59条第1項の評価書の縦覧が終了するまでの間における対象事業の変更又は中止若しくは廃止の届出については、同法の規定により当該都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）が事業者に代わり行うものとする。ただし、知事が都市計画決定権者の意見をあらかじめ聴いて、環境影響評価の手続を事業者が行うことが適当であると認める場合については、この限りでない。

2 前項の規定により、都市計画決定権者（知事が都市計画決定権者の意見をあらかじめ聴いて、事業段階環境影響評価の手続を事業者が行うことが適当であると認める場合にあつては、事業者）が第58条の規定により評価書を作成したときは、当該都市計画決定権者又は当該事業者は、都市計画法第18条第1項又は第19条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）

の規定による当該評価書に係る対象事業について定められる都市計画案の東京都都市計画審議会又は特別区若しくは市町村が置く都市計画審議会（以下この条において「東京都都市計画審議会等」という。）への付議と合わせて、東京都都市計画審議会等に当該評価書を送付するものとする。

(事業者の協力)

第93条 都市計画決定権者は、事業者に対し、環境影響評価の手続を行うために必要な調査等の実施、資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 事業者は、都市計画決定権者の求めに応じて、必要な調査等の実施等を行うものとする。

(適用除外)

第94条 この条例の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧事業その他災害復旧のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業又は再度の災害を防止するためこれらの事業と併せて施行することを必要とする事業である対象事業については、適用しない。

(委任)

第95条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則（抄）（昭和55年条例第96号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（ただし書省略）

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に第9条第1項の規則で定める時期を経過している対象事業については、この条例の規定は適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、旧都市計画法（大正8年法律第36号）の規定による都市計画の決定がなされた対象事業で、この条例の施行の際、当該対象事業に係る工事に着手していないものについては、事業者は、この条例の施行の日から3月以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。この場合において、知事は、届出があった対象事業について環境の保全上特に必要があると認めるときは、この条例の規定の適用について事業者と協議して定めるものとする。

4 第2章の規定は、事業者が民間、国若しくは東京都以外の地方公共団体である場合又はこれらの者が複数連携している場合（東京都とこれらの者とが連携している場合を含む。）は、適用しない。

5 (省略)

附 則（抄）（平成14年条例第127号）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。（ただし書省略）

2~4 省略

(経過措置)

5 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の東京都環境影響評価条例の規定によりなされた諮問、公示、縦覧、送付その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定に基づいてなされた行為とみなす。附則第一項ただし書の改正規定の施行の日前に、同改正規定による改正前の東京都環境影響評価条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた諮問等についても同様とする。

6 附則第1項ただし書の改正規定の施行の際、旧条例第9条第1項の規定により事業者が調査計画書を知事に提出した事業については当該調査計画書に係る審査意見書を当該事業者が受領するまで、旧条例第22条の規定により事業者が評価書案を知事に提出した事業については当該評価書案に係る審査意見書を当該事業者が受領するまでは、旧条例の規定を適用する。

7 この条例の施行の際、既に策定されている計画（以下「既定計画」という。）において、当該施行の日以後にその内容の変更をしようとする場合（軽微な変更の場合を除く。）で、当該変更後の計画が新条例第2条第2号に規定する対象計画に相当するものであるときは、事業者は、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、当該既定計画に基づく対象事業のうち当該変更に係る部分について新条例第3章又は第4章の規定が適用される場合は、この限りでない。

8 知事は、前項の規定による届出があった既定計画の変更について環境の保全上特に必要があると認めるときは、新条例第二章の適用について事業者と協議するものとする。

9 前項の規定にかかわらず、附則第七項の規定による届出があった既定計画が都市計画法第18条第1項、第19条第1項又は第22条第1項の規定により都市計画に定められているものであるときは、当該既定計画の変更に係る部分について、新条例の規定による対象計画の策定とみなし、新条例第2章の規定を適用する。

附 則（抄）（平成25年条例第84号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。（ただし書省略）

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に事業者（この条例による改正後の東京都環境影響評価条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第8号の事業者をいう。）が工事（東京都の区域内で実施されるものに限る。）に着手している法対象事業（改正後の条例第88条第5項の法対象事業をいう。）に係る東京都環境影響評価条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（抄）（平成30年条例第119号）

(施行期日)

1 この条例は、平成33年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

①～②（省略）

③ 第37条第1項ただし書及び第62条第1項ただし書の改正規定 平成32年4月1日

（計画段階環境影響評価における経過措置）

2 この条例の施行により新たにこの条例による改正後の東京都環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第2条第2号に規定する対象計画となる計画（新条例第2条第6号又は第7号の規定に基づく東京都規則の改正（この条例の施行と同時に施行されるものに限る。）により新たに対象計画となるものを含む。次項において同じ。）に相当するものを策定しようとする者は、この条例の施行前においても、新条例第2章の規定の例による環境影響評価の手続を行うことができる。

（計画段階環境影響評価における経過措置）

3 この条例の施行の際、既に策定されている計画（以下「既定計画」という。）について、当該施行の日以後にその内容の変更をしようとする場合（軽微な変更の場合を除く。）で、当該変更後の計画が当該施行により新たに新条例第2条第2号に規定する対象計画となる計画に相当するものであるときは、事業者は、東京都規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、当該既定計画のうち当該変更に係る部分について新条例第2章の規定が適用される場合又は当該既定計画に基づく対象事業のうち当該変更に係る部分について新条例第3章若しくは第4章の規定が適用される場合は、この限りでない。

4 知事は、前項の規定による届出があった既定計画の変更について環境の保全上特に必要があると認めるときは、新条例第2章の適用について事業者と協議するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、附則第3項の規定による届出があった既定計画が都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項、第19条第1項

又は第22条第1項の規定により都市計画に定められているものであるときは、当該既定計画の変更に係る部分について、新条例の規定による対象計画の策定とみなし、新条例第2章の規定を適用する。

（事業段階環境影響評価等における経過措置）

6 この条例の施行の際、当該施行により新たに新条例第2条第5号の対象事業となる事業（新条例第2条第5号の規定に基づく東京都規則の改正（この条例の施行と同時に施行されるものに限る。）により新たに対象事業となるものを含む。次項において同じ。）で、新条例第48条第1項の規則で定める時期を経過していないものを実施しようとする者は、新条例第3章及び第4章の規定に基づく環境影響評価及び事後調査の手続を行うものとする。

7 この条例の施行の際、当該施行により新たに新条例第2条第5号の対象事業となる事業で、既に新条例第48条第1項の規則で定める時期を経過しているものを実施しようとする者は、新条例第3章又は第4章の規定の例による環境影響評価又は事後調査の手続を行うことができる。

8 前2項の新たに対象事業となる事業を実施しようとする者（新条例第2条第8号の知事が対象事業を実施しようとする者であると認める者及び新条例第92条の事業者に代わる都市計画決定権者を含む。）は、この条例の施行前においても、当該事業について、新条例第3章又は第4章の規定の例による環境影響評価又は事後調査の手続を行うことができる。

9 附則第1項第1号に定める日前にこの条例による改正前の東京都環境影響評価条例第91条第1項各号のいずれかに該当する事業者に対するその事実の公表については、なお従前の例による。

別表（省略）

備考 この表の改築、改良又は設置には、施設更新（既存の施設（建築物、工作物その他の施設をいう。以下同じ。）の全部又は一部の除却と併せて、当該施設と同一の敷地において、当該施設と同一の用に供する新たな施設を設ける行為で規則で定めるものをいう。）を含むものとする。





東京都環境影響評価条例施行規則

昭和56年8月11日(規則第134号)
平成31年3月29日最終改正(規則第74号)

第一章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(対象事業の要件)

第3条 条例第2条第5号の規則で定める要件は、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類ごとに、同表の第2欄に定める内容及びこれに対応する第3欄に定める対象事業の規模とする。

(個別計画の要件等)

第4条 条例第2条第6号の規則で定める要件は、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類ごとに、同表の第2欄に定める内容及びこれに対応する第4欄に定める個別計画の規模とする。

2 条例第2条第6号の規則で定める基本的な事項は、施設の構造又は配置とする。

(広域複合開発計画の面積等)

第5条 条例第2条第7号の規則で定める面積は、30ヘクタールとする。

2 条例第2条第7号の規則で定める基本的な事項は、計画において想定する人口(以下「計画人口」という。)及び住宅用、業務用、商業用その他の用途別の土地利用の計画(以下「用途別土地利用計画」という。)とする。

(環境影響評価の項目)

第6条 条例第9条の規則で定める環境影響評価の項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスその他知事が定める項目とする。

第2章 計画段階環境影響評価の手続

第1節 環境配慮書の作成等

(複数の対象計画書の要件)

第7条 条例第11条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象計画の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

- ① 個別計画 施設の構造又は配置及び環境の保全のための措置
- ② 広域複合開発計画 計画人口、用途別土地利用計画及び環境の保全のための措置

(環境配慮書の作成等)

第8条 条例第11条第1項の規定による環境配慮書の作成は、別表第2に掲げる環境配慮書の構成基準に基づき行わなければならない。

2 環境配慮書等の提出は、環境配慮書等提出書(別記第1号様式)に添付して行わなければならない。

3 環境配慮書等の提出部数は、80部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、提出部数を増加し、又は減じることができる。

4 知事は、環境配慮書等の提出を受けたときは、環境配慮書等受付書(別記第2号様式)を当該環境配慮書等を提出した者に交付するものとする。

(複数の対象計画書の策定できない場合の書面の提出)

第9条 条例第12条第1項の規定による複数の対象計画書を策定できない場合の書面の提出は、複数の対象計画書の不策定に係る書面提出書(別記第3号様式)に添付して行わなければならない。

2 複数の対象計画書を策定できない場合の書面の提出部数は、50部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、提出部数を増加し、又は減じることができる。

(複数の対象計画書の策定に係る報告)

第10条 条例第12条第5項各号の規定による報告は、複数の対象計画書の策定に係る報告書(別記第4号様式)により行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の複数の対象計画書の策定に係る報告書(別記第4号様式別紙に限る。)の提出部数について準用する。

(複数の対象計画書の策定に係る承認又は不承認の通知)

第11条 条例第12条第6項各号の規定による通知は、複数の対象計画書の策定に係る報告書承認(不承認)通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(計画段階関係地域)

第12条 条例第13条に規定する計画段階関係地域は、次に掲げる地域とする。

- ① 複数の対象計画書を策定する地域
- ② 既に入手している情報によつて、一以上の環境影響評価の項目に係る環境に影響が及ぶおそれがあると判断される地域

第2節 環境配慮書に関する周知及び意見

(環境配慮書についての公示)

第13条 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 対象計画の案の名称及び種類
- ③ 対象計画の案の内容の概略
- ④ 環境影響評価の項目
- ⑤ 調査等の手法の概略(条例第11条第2項の規定による記載がある場合に限り。)
- ⑥ 環境に及ぼす影響の予測及び評価の概略
- ⑦ 条例第16条の規定により環境配慮書を縦覧に供する期間(以下「縦覧期間」という。)、時間(以下「縦覧時間」という。))及び場所(以下「縦覧場所」という。))

⑧ 都民の意見書の提出期間及び提出先(条例第28条第1項の規定により事業者が条例第18条第1項に規定する都民の意見書の提出に相当する手続を行う場合を除く。)

⑨ 都民等の意見聴取に係る手続の特例に関する事項(条例第28条第1項の規定により事業者が都民又は計画段階関係市区町村長の意見の聴取を行う場合に限り。)

⑩ その他必要な事項

(縦覧期間等)

第14条 縦覧期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び1月29日から同月31日までの日は、休日とする。

2 1月1日から同月3日まで及び1月29日から同月31日までの日は、縦覧期間の日数には算入しない。

3 縦覧時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

(縦覧場所)

第15条 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。

- ① 計画段階関係地域内又は計画段階関係地域の周辺の地域において、知事が指定する場所
- ② 東京都環境局
- ③ 東京都多摩環境事務所
- ④ 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める場所

(縦覧者の遵守事項)

第16条 条例第16条の規定により縦覧に供された環境配慮書を縦覧する者(以下「縦覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 環境配慮書を縦覧場所から持ち出さないこと。
- ② 環境配慮書を汚損し、又は損傷しないこと。
- ③ 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- ④ 係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

2 知事は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(環境配慮書についての説明会等実施計画書)

第17条 条例第17条第2項の規定による届出は、条例第13条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、説明会等実施計画書(別記第6号様式)により行わなければならない。

(環境配慮書についての説明会実施状況報告書等)

第18条 条例第17条第5項の規定による説明会を開催したときの報告は、条例第16条の規定により縦覧に供された期間の満了の日(条例第17条第3項の規定により付された期限の日が当該縦覧に供された期間を経過した後である場合にあっては、その期限の日)から起算して5日以内に、説明会実施状況報告書(別記第7号様式)により行わなければならない。

2 前条の説明会等実施計画書により届け出た日時若しくは場所において条例第17条第1項の説明会を開催しなかつたとき又は同条第3項の規定により知事が開催するよう求めた説明会を開催しなかつたときの同条第5項の規定による報告は、説明会不開催理由報告書(別記第8号様式)により、説明会を開催しないことが確定した後直ちに行わなければならない。

(環境配慮書についての都民の意見書の記載事項)

第19条 条例第18条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)
- ② 対象計画の案の名称
- ③ 環境の保全の見地からの意見

第3節 都民の意見を聴く会の運営等

(公示の申出)

第20条 条例第20条第1項の規定により開催される都民の意見を聴く会(以下「都民の意見を聴く会」という。)において意見を述べようとする者は、書面によりその旨を公示の日から起算して15日以内に知事に申し出なければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名、住所及び役職名)
- ② 対象計画の案の名称
- ③ 意見の要旨

(公示人の選定)

第21条 知事は、前条第1項の規定により申し出た者のうちから、都民の意見を聴く会において意見を述べることができる者(以下「公示人」という。)を、別に定めるところにより選定することができる。

2 知事は、公示人を選定したときは、その旨を前条第1項の規定により申し出た者に通知するものとする。

(公示の内容の範囲)

第22条 公示人は、環境配慮書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(事業者又は参考人の出席)

第23条 知事は、必要があると認めるときは、都民の意見を聴く会に事業者又は参考人の出席を求めることができる。

(都民の意見を聴く会の議長)

第24条 都民の意見を聴く会の議長は、東京都職員のうちから、知事が指名する。

2 都民の意見を聴く会の議長は、都民の意見を聴く会の秩序を維持するため、都民の意見を聴く会の運営に関し必要な措置をとることができる。

第4節 事業者の意見を聴く会の運営等 (事業者の意見を聴く会の運営等)

第25条 前2条の規定は、条例第21条第1項の規定により開催される事業者の意見を聴く会について準用する。この場合において、第23条中「事業者又は参考人」とあるのは「参考人」と読み替えるものとする。

第5節 対象計画を策定した場合の報告等 (対象計画を策定した場合の報告等)

第26条 条例第24条第1項の規定による対象計画を策定した場合の書面の提出は、対象計画策定に係る書面提出書（別記第9号様式）に添付して行わなければならない。

2 条例第24条第2項の規定による対象計画を策定しない場合の書面の提出は、対象計画策定状況報告書（別記第10号様式）により行わなければならない。
(計画段階環境影響評価の手続の免除の申請等)

第27条 条例第26条第1項に規定する広域複合開発計画を構成する個別計画に係る計画段階環境影響評価の手続の免除の申請は、計画段階環境影響評価手続免除申請書（別記第11号様式）により行わなければならない。

2 条例第26条第2項の規定による通知は、計画段階環境影響評価手続免除承認（不承認）通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

(対象計画が環境配慮書と異なる場合の手続の通知)

第28条 条例第27条第3項の規定による通知は、環境影響評価手続実施通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

(環境配慮書についての都民等の意見聴取に係る手続の特例)

第29条 条例第28条第1項の規則で定める方法は、事業者が対象計画の策定に反映させるために行う都民又は区長若しくは市町村長の意見の聴取に併せて環境配慮書の内容についての意見の聴取を行う方法であつて、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

- ① 事業者が条例第18条第1項に規定する都民の意見書の提出に相当する手続を行おうとする場合 次に掲げる条件を満たす方法
 - イ 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）、対象計画の案の名称並びに環境の保全の見地からの意見を記載した意見書の提出を求めること。
 - ロ イに規定する意見書の提出期間が、条例第16条の公示の日から45日以上であること。
 - ハ イに規定する意見書の提出期間及び提出先について、東京都の公報又は広報紙、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他知事が適当と認める方法により計画段階関係地域の都民に対し周知を図ること。
- ② 事業者が条例第19条第1項に規定する計画段階関係区市町村長に対する意見の聴取に相当する手続を行おうとする場合 次に掲げる条件を満たす方法
 - イ 計画段階関係区市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めること。
 - ロ イに規定する意見を求める期間が、条例第16条の公示の日から45日以上であること。
- ③ 事業者が条例第20条第1項に規定する都民の意見を聴く会の開催に相当する手続を行おうとする場合 次に掲げる条件を満たす方法
 - イ 都民の意見を聴く会に相当する会合を条例第16条の縦覧期間を経過した後に開催すること。
 - ロ イに規定する会合の開催日時、開催場所及び意見を述べることができる者の募集方法について、開催予定日の15日前までに東京都の公報又は広報紙、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他知事が適当と認める方法により計画段階関係地域の都民に対し周知を図ること。
 - ハ イに規定する会合に知事が指名する東京都職員及び東京都環境影響評価審査会委員を参加させること。

2 条例第28条第2項の規定による申請は、条例第11条第1項の規定による環境配慮書の提出と併せて、都民等意見聴取実施申請書（別記第14号様式）により行わなければならない。

3 知事は、前項の規定により申請があつたときは、その可否を決定し、都民等意見聴取実施承認（不承認）通知書（別記第15号様式）により事業者に通知するものとする。

4 条例第28条第3項の規定による報告書の提出は、都民等意見聴取実施報告書（別記第16号様式）により行わなければならない。

第6節 計画段階環境影響評価における手続の特例等 (特例環境配慮書の作成等)

第30条 条例第29条の規定による特例環境配慮書の作成は、別表第3に掲げる特例環境配慮書の構成基準に基づき行わなければならない。

2 特例環境配慮書等の提出は、特例環境配慮書等提出書兼環境影響評価書案作成等免除申請書（別記第17号様式）に添付して行わなければならない。

3 知事は、特例環境配慮書等の提出を受けたときは、特例環境配慮書等交付書（別記第18号様式）を当該特例環境配慮書等を提出した者に交付するものとする。

4 第8条第3項の規定は、特例環境配慮書の提出部数について準用する。

(評価書案の作成等の免除の申請)

第31条 条例第29条の規則で定める書面は、特例環境配慮書等提出書兼環境影響評価書案作成等免除申請書（別記第17号様式）とする。

(特例環境配慮書に係る計画段階関係地域を定める期間)

第32条 条例第30条第1項の規則で定める期間は、条例第29条の規定により特例環境配慮書等の提出を受けた日の翌日から起算して30日間とする。

(特例環境配慮書に係る見解書の作成等)

第33条 条例第32条第1項の規定による特例環境配慮書に係る見解書の作成は、別表第4に掲げる特例環境配慮書に係る見解書の構成基準に基づき行わなければならない。

2 特例環境配慮書に係る見解書の提出は、特例環境配慮書に係る見解書提出書（別記第19号様式）に添付して行わなければならない。

3 第8条第3項の規定は、特例環境配慮書に係る見解書の提出部数について準用する。

(特例環境配慮書に係る見解書についての公示)

第34条 条例第32条第2項において準用する条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 対象計画の案の名称及び種類
- ③ 対象計画の案の内容の概略
- ④ 特例環境配慮書について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
- ⑤ 条例第32条第2項において準用する条例第16条の規定により特例環境配慮書に係る見解書を縦覧に供する期間、時間及び場所
- ⑥ 都民等の意見聴取に係る手続の特例に関する事項（条例第32条第2項において準用する条例第28条第1項の規定により事業者が都民又は計画段階関係区市町村長の意見の聴取を行う場合に限る。）
- ⑦ その他必要な事項

(特例環境配慮書に係る見解書についての縦覧)

第35条 第14条から第16条までの規定は、条例第32条第2項において準用する条例第16条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第16条第1項中「環境配慮書」とあるのは「特例環境配慮書に係る見解書」と読み替えるものとする。

(特例環境配慮書に係る見解書の送付)

第36条 知事は、条例第32条第2項において準用する条例第16条の規定による特例環境配慮書に係る見解書の公示をしたときは、当該見解書の写しを計画段階関係区市町村長及び審議会に送付するものとする。

(特例環境配慮書等についての都民の意見を聴く会の運営等)

第37条 第20条から第24条までの規定は、条例第32条第2項において準用する条例第20条第1項の規定により開催される都民の意見を聴く会について準用する。この場合において、第22条中「環境配慮書」とあるのは「特例環境配慮書及び特例環境配慮書に係る見解書」と読み替えるものとする。

(特例環境配慮書等についての都民等の意見聴取に係る手続の特例)

第38条 条例第32条第2項及び条例第35条において準用する条例第28条第1項の規則で定める方法は、事業者が対象計画の策定に反映させるために行う都民又は区長若しくは市町村長の意見の聴取に併せて特例環境配慮書又は特例環境配慮書に係る見解書の内容についての意見の聴取を行う方法であつて、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

- ① 事業者が条例第35条において準用する条例第18条第1項に規定する都民の意見書の提出に相当する手続を行おうとする場合 次に掲げる条件を満たす方法
 - イ 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）、対象計画の案の名称並びに環境の保全の見地からの意見を記載した意見書の提出を求めること。
 - ロ イに規定する意見書の提出期間が、条例第35条において準用する条例第16条の公示の日から45日以上であること。
 - ハ イに規定する意見書の提出期間及び提出先について、東京都の公報又は広報紙、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他知事が適当と認める方法により計画段階関係地域の都民に対し周知を図ること。
- ② 事業者が条例第35条において準用する条例第19条第1項に規定する計画段階関係区市町村長に対する意見の聴取に相当する手続を行おうとする場合 次に掲げる条件を満たす方法
 - イ 計画段階関係区市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めること。
 - ロ イに規定する意見を求める期間が、条例第35条において準用する条例第16条の公示の日から45日以上であること。
- ③ 事業者が条例第32条第2項において準用する条例第20条第1項に規定する都民の意見を聴く会の開催に相当する手続を行おうとする場合 次に掲げる条件を満たす方法
 - イ 都民の意見を聴く会に相当する会合を条例第32条第2項において準用する条例第16条の縦覧期間を経過した後に開催すること。
 - ロ イに規定する会合の開催日時、開催場所及び意見を述べることができる者の募集方法について、開催予定日の15日前までに東京都の公報又は広報紙、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他知事が適当と認める方法により計画段階関係地域の都民に対し周知を図ること。
 - ハ イに規定する会合に知事が指名する東京都職員及び東京都環境影響評価審査会委員を参加させること。



2 第29条第2項及び第3項の規定は、条例第32条第2項及び条例第35条において準用する条例第28条第2項の規定による申請について準用する。この場合において、第29条第2項中「条例第11条第1項の規定による環境配慮書」とあるのは「条例第29条の規定による特例環境配慮書」と、「別記第14号様式」とあるのは「別記第20号様式」と、同条第3項中「別記第15号様式」とあるのは「別記第21号様式」と読み替えるものとする。

3 第29条第4項の規定は、条例第32条第2項及び条例第35条において準用する条例第28条第3項の規定による報告書の提出について準用する。この場合において、第29条第4項中「別記第16号様式」とあるのは「別記第22号様式」と読み替えるものとする。

(評価書案の作成の免除等の通知)

第39条 条例第33条第3項各号の規定による通知は、環境影響評価書案作成免除等通知書（別記第23号様式）により行うものとする。

(対象計画が特例環境配慮書と異なる場合の手続の通知)

第40条 条例第34条第2項の規定による通知は、環境影響評価手続実施通知書（別記第24号様式）により行うものとする。

(特例環境配慮書についての公示)

第41条 条例第35条において準用する条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 対象計画の案の名称及び種類
- ③ 対象計画の案の内容の概略
- ④ 環境影響評価の項目
- ⑤ 調査等の手法の概略
- ⑥ 環境に及ぼす影響の予測及び評価の概略
- ⑦ 条例第48条第1項に規定する評価書案に相当する内容の概略
- ⑧ 条例第35条において準用する条例第16条の規定により特例環境配慮書を縦覧に供する期間、時間及び場所
- ⑨ 都民の意見書の提出期間及び提出先（条例第35条において準用する条例第28条第1項の規定により事業者が条例第35条において準用する条例第18条第1項に規定する都民の意見書の提出に相当する手続を行う場合を除く。）
- ⑩ 都民等の意見聴取に係る手続の特例に関する事項（条例第35条において準用する条例第28条第1項の規定により事業者が都民又は計画段階関係区市町村長の意見の聴取を行う場合に限る。）
- ⑪ その他必要な事項

(特例環境配慮書についての縦覧)

第42条 第14条から第16条までの規定は、条例第35条において準用する条例第16条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第16条第1項中「環境配慮書」とあるのは「特例環境配慮書」と読み替えるものとする。

(特例環境配慮書についての説明会等実施計画届)

第43条 第17条の規定は、条例第35条において準用する条例第17条第2項の規定による届出について準用する。この場合において、第17条中「条例第13条」とあるのは「条例第30条第2項」と、「別記第6号様式」とあるのは「別記第25号様式」と読み替えるものとする。

(特例環境配慮書についての説明会実施状況報告書等)

第44条 第18条の規定は、条例第35条において準用する条例第17条第5項の規定による報告について準用する。この場合において、第18条第1項中「条例第16条」とあるのは「条例第35条において準用する条例第16条」と、「条例第17条第3項」とあるのは「条例第35条において準用する条例第17条第3項」と、「別記第7号様式」とあるのは「別記第26号様式」と、同条第2項中「条例第17条第1項」とあるのは「条例第35条において準用する条例第17条第1項」と、「別記第8号様式」とあるのは「別記第27号様式」と読み替えるものとする。

(特例環境配慮書についての都民の意見書の記載事項)

第45条 第19条の規定は、条例第35条において準用する条例第18条第1項の規定による都民の意見書の提出について準用する。

(特例手続により対象計画を策定した場合の報告等)

第46条 第26条の規定は、条例第35条において準用する条例第24条第1項及び第2項の規定による書面の提出について準用する。この場合において、第26条第1項中「別記第9号様式」とあるのは「別記第28号様式」と、同条第2項中「別記第10号様式」とあるのは「別記第29号様式」と読み替えるものとする。

第7節 変更の届出等

(対象計画についての変更の届出等)

第47条 条例第37条第1項の規定による届出は、条例第11条第1項第1号に掲げる事項又は同項第2号の対象計画の案の名称を変更しようとするときにあつては氏名等変更届（別記第30号様式）により、同号の対象計画の案の目的又は内容を変更しようとするときにあつては計画案内容等変更届（別記第30号様式の2）により、対象計画の策定を中止し、又は廃止しようとするときにあつては中止（廃止）届（別記第31号様式）により行わなければならない。2 条例第37条第1項ただし書の規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- ① 施設の長さ、敷地面積、処理能力その他の数値で表される対象計画の案の基本的

な諸元の変更以外の変更、当該基本的な諸元が減少する変更又は当該基本的な諸元の増加が10パーセント未満である変更。ただし、環境に相当な程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるべき特別の事情がある変更を除く。

- ② 変更後の対象計画の案に係る計画段階関係区市町村長に、変更前の計画段階関係区市町村長以外の区市町村長が含まれていない変更
- ③ 工期を変更しない変更
- ④ 環境配慮書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容（条例第33条第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、特例環境配慮書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容）をいずれも変更する必要がない変更

(対象計画の内容の変更による手続の再実施)

第48条 条例第38条の規定により既に完了している手続の全部又は一部を再度実施するよう求めるときは、計画段階環境影響評価手続再実施通知書（別記第32号様式）により行うものとする。

(事情変更による手続)

第49条 条例第39条の規定により調査計画書の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手続を求めるときは、事業段階環境影響評価手続実施通知書（別記第33号様式）により行うものとする。

第3章 事業段階環境影響評価の手続

第1節 調査計画書の作成等

(調査計画書の作成等)

第50条 条例第40条第1項の規定による調査計画書の作成は、別表第5に掲げる調査計画書の構成基準に基づき行わなければならない。

2 調査計画書の提出は、環境影響評価調査計画書提出書（別記第34号様式）に添付して行わなければならない。

3 第8条第3項の規定は、調査計画書の提出部数について準用する。

4 知事は、調査計画書の提出を受けたときは、環境影響評価調査計画書受付書（別記第35号様式）を当該調査計画書を提出した者に交付するものとする。

(特定の地域)

第51条 条例第40条第4項の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- ① 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第16項に規定する高層住居誘導地区
- ② 別表第6の上欄に掲げる区市町村ごとに、同表の下欄に掲げる地域のうち知事が別に指定する地域

(特定の地域における事業)

第52条 条例第40条第4項の規則で定める事業は、別表第1の13の項及び14の項に掲げる事業とする。

(特定の地域における事業実施届)

第53条 条例第40条第4項の規定による届出は、特定の地域における事業実施届（別記第36号様式）により行わなければならない。

(特定の地域における環境影響評価の項目)

第54条 条例第40条第4項及び条例第48条第1項の規則で定める環境影響評価の項目は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める項目とする。

- ① 工事の施行中における項目 大気汚染、騒音・振動（低周波音を除く。）及び史跡・文化財（事業の実施が、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項（第2号を除く。）に規定する文化財に影響を及ぼすおそれのある場合に限る。次号において同じ。）
- ② 工事の完了後における項目 大気汚染、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財

(周知地域)

第55条 条例第41条に規定する周知地域は、次に掲げる地域とする。

- ① 対象事業を実施する地域
- ② 既に入手している情報によつて、一以上の環境影響評価の項目に係る環境に影響が及ぶと予想される地域

第2節 調査計画書に関する周知及び意見

(調査計画書についての公示)

第56条 条例第44条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 対象事業の名称及び種類
- ③ 対象事業の内容の概略
- ④ 周知地域の範囲
- ⑤ 調査、予測及び評価の項目
- ⑥ 条例第44条の規定により調査計画書を縦覧に供する期間、時間及び場所
- ⑦ 都民の意見書の提出期間及び提出先
- ⑧ その他必要な事項

(調査計画書についての縦覧)

第57条 第14条から第16条までの規定は、条例第44条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第15条第1号中「計画段階関係地域」とあるのは「周知地域」と、第16条第1項中「環境配慮書」とあるのは「調査計画書」と読み替えるものとする。

(調査計画書についての都民の意見書の記載事項)

第58条 第19条の規定は、条例第45条において準用する条例第18条第

1 項の規定による都民の意見書の提出について準用する。この場合において、第19条第2号中「対象計画の案」とあるのは「対象事業」と読み替えるものとする。

第3節 環境影響評価の項目等の選定の報告 (環境影響評価の項目等の選定の報告)

第59条 条例第47条第2項の規定による報告は、環境影響評価項目等選定報告書(別記第37号様式)により行わなければならない。

第4節 評価書案の作成等 (評価書案の作成等)

第60条 条例第48条第1項の規定による評価書案の作成は、技術指針及び別表第7に掲げる評価書案の構成基準に基づき行わなければならない。

2 評価書案等の提出は、環境影響評価書案等提出書(別記第38号様式)に添付して行わなければならない。

3 知事は、評価書案等の提出を受けたときは、環境影響評価書案等受付書(別記第39号様式)に当該評価書案等を提出した者に交付するものとする。

4 第8条第3項の規定は、評価書案等の提出部数について準用する。

(評価書案等の提出時期)

第61条 条例第48条第1項の規則で定める時期は、別表第8の上欄に掲げる対象事業の種類ごとに、同表の下欄に掲げる時期(対象事業が都市計画に定められる場合にあつては、知事が必要であると認める場合を除き、当該時期又は都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)に規定する公告の日の3月前の日のいずれか早い日)とする。ただし、同表の下欄に掲げる行為を行わない対象事業にあつては、当該対象事業を実施する前とする。

(評価書案についての公示)

第62条 条例第52条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 対象事業の名称及び種類
- ③ 対象事業の内容の概略
- ④ 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要
- ⑤ 条例第52条の規定により評価書案を縦覧に供する期間、時間及び場所
- ⑥ 都民の意見書の提出期間及び提出先
- ⑦ その他必要な事項

(評価書案についての縦覧)

第63条 第14条から第16条までの規定は、条例第52条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第15条第1号中「計画段階関係地域」とあるのは「事業段階関係地域」と、第16条第1項中「環境配慮書」とあるのは「評価書案」と読み替えるものとする。

(評価書案についての説明会等実施計画)

第64条 第17条の規定は、条例第53条において準用する条例第17条第2項の規定による届出について準用する。この場合において、第17条中「条例第13条」とあるのは「条例第49条第2項」と、「別記第6号様式」とあるのは「別記第40号様式」と読み替えるものとする。

(評価書案についての説明会実施状況報告書等)

第65条 第18条の規定は、条例第53条において準用する条例第17条第5項の規定による報告について準用する。この場合において、第18条第1項中「条例第16条」とあるのは「条例第52条」と、「条例第17条第3項」とあるのは「条例第53条において準用する条例第17条第3項」と、「別記第7号様式」とあるのは「別記第41号様式」と、同条第2項中「条例第17条第1項」とあるのは「条例第53条において準用する条例第17条第1項」と、「別記第8号様式」とあるのは「別記第42号様式」と読み替えるものとする。

(評価書案についての都民の意見書の記載事項)

第66条 第19条の規定は、条例第54条において準用する条例第18条第1項の規定による都民の意見書の提出について準用する。この場合において、第19条第2号中「対象計画の案」とあるのは「対象事業」と読み替えるものとする。

第5節 評価書案に係る見解書の作成等 (評価書案に係る見解書の作成等)

第67条 条例第55条第1項の規定による評価書案に係る見解書の作成は、別表第9に掲げる評価書案に係る見解書の構成基準に基づき行わなければならない。

2 評価書案に係る見解書の提出は、環境影響評価書案に係る見解書提出書(別記第43号様式)に添付して行わなければならない。

3 第8条第3項の規定は、評価書案に係る見解書の提出部数について準用する。

(評価書案に係る見解書についての公示)

第68条 条例第55条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 対象事業の名称及び種類
- ③ 対象事業の内容の概略
- ④ 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
- ⑤ 条例第55条第2項の規定により評価書案に係る見解書を縦覧に供する期間、時

間及び場所

⑥ その他必要な事項

(評価書案に係る見解書についての縦覧)

第69条 第14条から第16条までの規定は、条例第55条第2項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第15条第1号中「計画段階関係地域」とあるのは「事業段階関係地域」と、第16条第1項中「環境配慮書」とあるのは「評価書案に係る見解書」と読み替えるものとする。

(評価書案等についての都民の意見を聴く会の運営等)

第70条 第20条から第24条までの規定は、条例第56条第1項の規定により開催される都民の意見を聴く会について準用する。この場合において、第20条第2項第2号中「対象計画の案」とあるのは「対象事業」と、第22条中「環境配慮書」とあるのは「評価書案及び評価書案に係る見解書」と読み替えるものとする。

第6節 評価書の作成等 (評価書の作成等)

第71条 条例第58条第1項又は第2項の規定による評価書の作成は、技術指針及び別表第10に掲げる評価書の構成基準に基づき行わなければならない。

2 評価書等の提出は、環境影響評価書等提出書(別記第44号様式)に添付して行わなければならない。

3 第8条第3項の規定は、評価書等の提出部数について準用する。

(評価書についての公示)

第72条 条例第59条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 対象事業の名称及び種類
- ③ 対象事業の内容の概略
- ④ 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要
- ⑤ 条例第59条第1項の規定により評価書を縦覧に供する期間、時間及び場所
- ⑥ その他必要な事項

(評価書についての縦覧)

第73条 第14条から第16条までの規定は、条例第59条第1項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第15条第1号中「計画段階関係地域」とあるのは「事業段階関係地域」と、第16条第1項中「環境配慮書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

第7節 変更の届出等 (対象事業についての変更の届出等)

第74条 条例第62条第1項の規定による届出は、条例第40条第1項第1号に掲げる事項又は同項第2号の対象事業の名称を変更しようとするときにあつては氏名等変更届(別記第45号様式)により、同号の対象事業の目的又は内容を変更しようとするときにあつては事業内容等変更届(別記第45号様式の2)により、対象事業を中止し、又は廃止しようとするときにあつては中止(廃止)届(別記第46号様式)により行わなければならない。

2 条例第62条第1項ただし書の規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- ① 施設の長さ、敷地面積、処理能力その他の数値で表される対象事業の基本的な諸元の変更以外の変更、当該基本的な諸元が減少する変更又は当該基本的な諸元の増加が10パーセント未満である変更。ただし、環境に相当な程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるべき特別の事情がある変更を除く。
- ② 変更後の対象事業に係る事業段階関係区市町村長に、変更前の事業段階関係区市町村長以外の区市町村長が含まれていない変更
- ③ 工期を変更しない変更
- ④ 次に掲げる時期の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいずれも変更する必要がない変更

イ 条例第40条第1項の規定による調査計画書の提出から条例第48条第1項の規定による評価書案等の提出まで調査計画書に記載した環境影響評価の項目

ロ 条例第48条第1項の規定による評価書案等の提出から条例第58条第1項の規定による評価書等の提出まで 評価書案に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容

ハ 条例第33条第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、条例第35条において準用する条例第24条の規定による書面の提出から条例第48条第1項の規定による評価書案等の提出又は条例第58条第2項の規定による評価書等の提出まで 特例環境配慮書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容

ニ 条例第58条第1項の規定による評価書等の提出から条例第68条第1項の規定による工事完了の届出まで 評価書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容

3 事業者が法人である場合において、条例第48条第1項の規定により知事に提出された評価書案、条例第55条第1項の規定により知事に提出された評価書案に係る見解書、条例第58条第1項若しくは第2項の規定により知事に提出された評価書、条例第65条第1項の規定により知事に提出された事後調査計画書又は条例第67条の規定により知事に提出された事後調査報告書に、条例第40条第1項第1号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に係る変更について記載されているときは、当該評価書案、評



東京都環境影響評価条例施行規則

係書案に係る見解書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書の提出をもつて、当該事項に係る前項の変更届の提出があつたものとみなす。条例第47条第2項、条例第53条において準用する条例第17条第2項若しくは第5項、条例第66条第1項又は条例第68条第1項の規定により知事に提出された書面についても同様とする。

第4章 事後調査の手続

(事後調査計画書の作成等)

第75条 条例第65条第1項の規定による事後調査計画書の作成は、別表第11に掲げる事後調査計画書の構成基準に基づき行わなければならない。

2 第9条第2項の規定は、事後調査計画書の提出部数について準用する。

(着工の届出)

第76条 条例第66条第1項の規定による届出は、着工届（別記第47号様式）により行わなければならない。

(事後調査報告書の作成等)

第77条 条例第67条第1項の規定による事後調査報告書の作成は、別表第12に掲げる事後調査報告書の構成基準に基づき行わなければならない。

2 事後調査報告書の提出は、事後調査の実施後、速やかに、事後調査報告書提出書（別記第48号様式）に添付して行わなければならない。

3 第9条第2項の規定は、事後調査報告書の提出部数について準用する。

(工事完了の届出)

第78条 条例第68条第1項の規定による届出は、工事完了届（別記第49号様式）により行わなければならない。

第5章 法の対象事業に係る手続等

(区市町村長に対して意見を求める期間)

第79条 条例第76条の規則で定める期間は、15日間とする。

2 条例第80条第1項の規則で定める期間は、45日間とする。

3 条例第85条において準用する条例第80条第1項の規則で定める期間は、60日間とする。

附 則（抄）（昭和56年規則第134号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年10月1日から施行する。（以下省略）

附 則（平成14年規則第280号）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都環境影響評価条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（抄）（平成31年規則第74号）

(施行期日)

1 この規則は、平成33年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

①～②（省略）

2 前項第1号又は第2号の改正規定の施行の際、この規則による改正前の東京都環境影響評価条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成30年東京都条例第119号）附則第3項の規定による届出は、既定計画変更届（別記附則様式）により行わなければならない。（附則様式省略）

別表及び別記様式（省略）



東京都環境影響評価審議会規則

昭和56年4月1日（規則第70号）
平成14年12月6日最終改正（規則第279号）

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第75条の規定に基づき、東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第3条 審議会は、所掌事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(専門員の部会への所属)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門員を部会に所属させることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則（昭和56年規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第279号）

この規則は、平成14年12月6日から施行する。



お問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎19階

東京都環境局総務部環境政策課

TEL 03-5388-3406

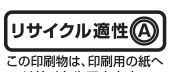
e-mail: S0000721@section.metro.tokyo.jp

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/>

登録番号 (8) 47 環境資料 第32073号



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインクを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。